

事業継続計画（BCP）

【災害発生時にライフラインを復旧・維持するためのマニュアル】

守山市管工事業協同組合

平成27年11月 策定
【令和5年12月 第6回更新】

— 目 次 —

| | |
|---------------------------|----|
| 1 事業継続計画（BCP）とは | |
| (1) 事業継続計画（BCP）とは何か | 1 |
| (2) 事業継続計画（BCP）策定の趣旨 | 2 |
| 2 事業継続計画（BCP）の基本方針 | |
| (1) 基本方針 | 3 |
| (2) 重要業務 | 3 |
| (3) 技術等の向上対策 | 4 |
| 3 被害想定 | |
| (1) 守山市管工事業協同組合の被害想定等 | 5 |
| (2) 守山市の被害想定 | |
| ① 地震 | 6 |
| ② 液状化 | 7 |
| ③ 水害 | 7 |
| ④ 落雷による被害 | 10 |
| ⑤ 給配水管の老朽化に伴う漏水 | 10 |
| ⑥ 地震災害時の弁操作 | 10 |
| ⑦ 新型コロナウイルス等の感染症拡大 | 11 |
| ⑧ 地球温暖化に伴う熱中症 | 12 |
| ⑨ 緊急事態等の区分 | 13 |
| ⑩ 守山市防災マップ | 14 |
| 4 組合の重要業務継続に係る事前対策 | |
| (1) 組合の重要業務継続に係る事前対策の検討 | |
| ① 経営資源（人）への事前対策 | 21 |
| ② 経営資源（物）への事前対策 | 22 |
| ③ 経営資源（情報）への事前対策 | 23 |
| ④ 経営資源（金）への事前対策 | 23 |
| ⑤ 共同事業の事前対策 | 24 |
| 5 組合員の事業継続に係る事前対策 | |
| (1) 組合員の事業継続に係る事前対策の検討 | |
| ① 【ステップ1】 組合員の現状把握 | 25 |
| ② 【ステップ2】 代替先の検討 | 26 |
| ③ 【ステップ3】 災害発生時の情報集約・調整 | 26 |
| (2) 対策本部（組合事務所）が被災した場合の対応 | 26 |
| 6 緊急時の体制 | |
| (1) 緊急時の指揮者等 | |
| ① 指揮者等 | 27 |
| ② 組合員に対する緊急連絡体制 | 28 |
| ③ LANEによる緊急連絡体制 | 29 |
| ④ 連絡が取れない場合の対応 | 29 |
| ⑤ 被災状況の調査と報告 | 29 |

| | |
|--------------------------------|----|
| ⑥ 組合員等が被災したときの対応 | 29 |
| ⑦ 他の団体等との協力体制 | 29 |
| ⑧ 滋賀県管工事業協同組合連合会への緊急連絡体制 | 30 |
| ⑨ 守山市地震災害総合訓練参加 | 30 |
| | |
| (2) 緊急時の組合全体の対応能力 | |
| ① アンケートの実施 | 31 |
| ② アンケートの集計結果 | 32 |
| (3) 緊急時の対応要領 | 34 |
| 7 事業継続計画（B C P）の運用 | |
| (1) B C P の周知・定着 | 36 |
| (2) B C P の見直し | 36 |
| 8 【参考】金融支援の例 | 37 |
| 9 【参考】組合員の教育に関する受講料等の助成金交付要綱 | 38 |
| 10 【参考】上水道施設災害応急復旧作業に関する協定書（写） | 41 |
| 11 更新履歴（計画の見直し、変更した主なもの。） | 45 |

1 事業継続計画（BCP）とは

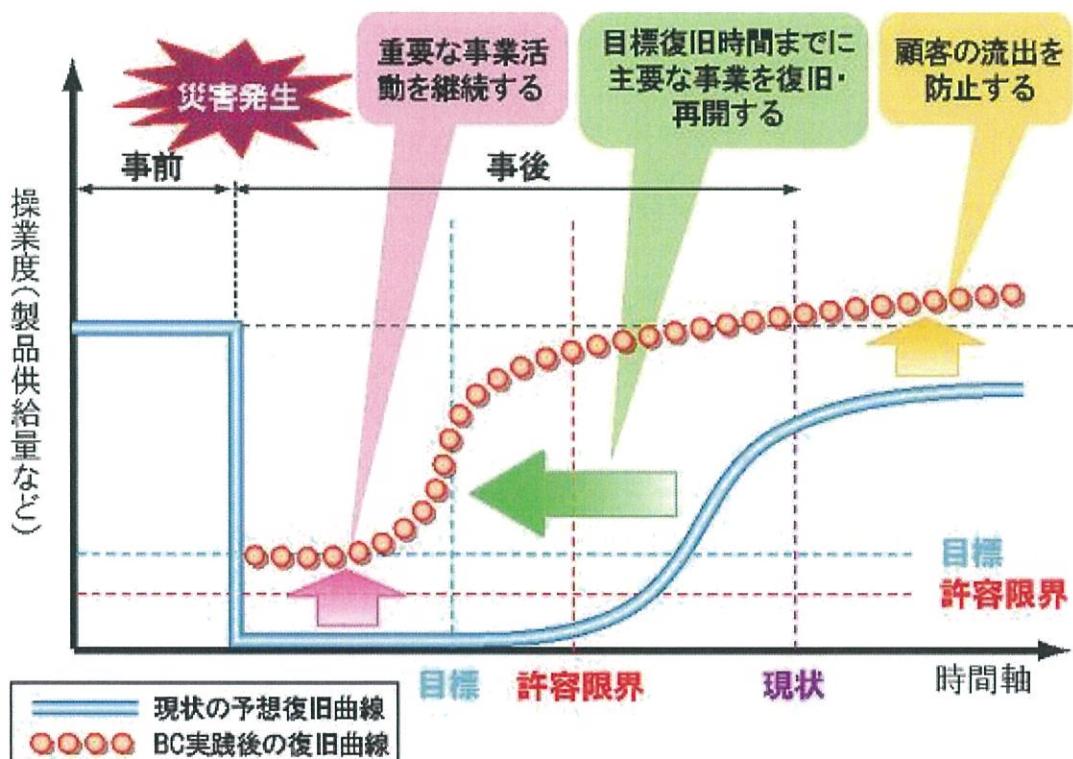
（1）事業継続計画（BCP）とは何か

BCP (Business Continuity Plan) とは何か

事業継続計画（BCP）とは、潜在的損失による強い影響を受ける認識を行い、実行可能な継続戦略の策定と実施、事故発生時の事業継続を確実にするための計画であり、事故発生時に備えて開発、編成、維持されている手順及び情報を文書化した事業継続の成果物を言います。

すなわち、災害や事故等が発生すると被害を受けた組合の運営能力はその時点で急落し、被害が大きい場合には運営不能な状況に陥ります。その後、時間が経つにつれて組合活動は回復して行きますが、必ずしも100%まで回復できるとは限りません。また、その回復時間が長くなればなるほど、その間守山市民にご迷惑を掛けることになります。また、100%の回復は困難になることが考えられます。さらに、回復が不可能な場合には、組合の解散に追い込まれることが考えられます。

従って、事業継続計画は、災害や事故等が発生し、組合運営が一時的に低下した場合でも、組合にとって中核となる事業（特に上水道施設修繕業務）については、継続が可能な状況までの低下に抑える（中核事業は継続させる）、また、回復時間をできる限り短縮させ、できるだけ早期に組合運営を回復させることにより、市民の安全と安心を確保し、組合の損失を最小限に抑え、災害や事故等の発生後でも事業を継続させて行くための計画です。



（BCP策定検討委員会ホームページより引用および参考にした）

(2) 事業継続計画(BCP)策定の趣旨

大地震、集中豪雨や洪水等の水害、感染症（新型コロナウイルス等）、テロ等の不測の事態に見舞われた状況で、当組合は生き残ることができるか。組合員の従業員やその家族を守れるか。インフラ施設（特に上水道施設）の早期復旧による市民からの信頼を維持できるか。守山市管工事業協同組合は、こうした緊急事態に遭っても、何とかして組合運営を維持・継続しなければなりません。

東日本大震災発生以降、防災・減災意識が高まって来ていますが、平成27年9月には、栃木県、茨城県、宮城県など関東・東北において河川の堤防が決壊し、甚大な被害を受け、家屋や尊い多くの人命が失われており、依然として多くの災害が発生しているのが現実です。

その際、記録的な豪雨、想定外の事態、これまでに経験したことのない雨などと報道されていますが、こうした災害は起こるべきして発生したと言えます。何故なら、河川改修など人工的な構造物は、30年とか50年確率などと、一定の基準や予測の元に設計されており、それ以上の自然現象は、現在生きている我々は経験していないかも知れませんが、遠い過去には何回も発生しているのも歴史上事実であります。

このことから、我が守山市においても将来的には、南海トラフによる巨大地震や野洲川堤防の決壊による被害は必ず発生すると認識すべきです。こうした災害に備えて、守山市においても「守山市地域防災計画」が策定され、毎年8月末に「地震災害総合訓練」が実施されています。守山市管工事業協同組合も守山市上下水道事業所の職員様と共同で水道復旧訓練に参加し、組合員の一致団結した組織力により、日頃の修繕業務等による水道復旧作業の技術研鑽の成果を披露しています。また、配管技能講習会や下水道排水設備研修会等に参加し、技術向上に努めると共に、危機意識は絶えず保持しているところです。

また、組合発足当初より、守山市から受託している「上水道施設修繕業務」及び「水量水器取替業務」については、各組合員の経営規模（従業員数、車両・掘削機械等の保有数等）に格差はあるものの、組合員全員で受け持っています。これは、日頃から全組合員が修繕業務等を施工することにより、災害時には即対応できるよう技術研鑽に努めるためでもあり、各組合員がそれぞれの能力に応じて復旧作業を分担して実施することが可能となります。

従いまして、当該事業継続計画（BCP）は、災害時に即対応できるための水道復旧や組合存続のためのマニュアルとして策定するものであり、決して特別なものではありません。災害時に組合をどのように続けていくか等、日々の運営の中で考えていることを、計画として「見える化」し、それが最高意思決定者不在という緊急時においても、当該BCPは日々の組合運営の延長にあるものと考えています。

なお、社会情勢は刻々と変化している中、当該BCPもそれに即した計画であるべきであり、必要に応じ見直しを行い改定します。

2 事業継続計画（BCP）の基本方針

(1) 基本方針

当組合は、以下の基本方針に基づき、行動する。

| チェック | 基本方針 |
|-------------------------------------|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> | 守山市の飲料水確保および応急給水のための応急復旧作業に関し、守山市から協力を求められる場合にはそれに応じる。 (上水道施設災害応急復旧作業に関する協定書より抜粋) |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 協定に基づく他市町への支援活動、社会的使命を遂行する。 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 組合の求心力を向上させる。 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 組合の共同事業を早期復旧若しくは継続させる。 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 組合員が被災した時、その会社の事業を早期復旧若しくは継続させる。 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 組合員が供給責任を果たし、顧客からの信用を守ることを支援する。 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 組合員の経営（雇用）を守る。 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 商取引上のモラルを守る（独占禁止法を遵守する等）。 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 組合の事務所及び組織体制下職員（人命）の安全を守る。 |

(2) 重要業務

当組合は、以下の業務の継続もしくは実施を最優先事項とする。

| チェック | 重要業務 |
|-------------------------------------|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> | 災害時における上下水道の応急復旧作業 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 組合員の組合内外における連携支援 (組合員間の連携の調整、他の組合との調整 等) |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 業界への情報発信（滋賀県中小企業団体中央会、滋賀県管工事業協同組合連合会、湖南管工事業組合連絡協議会等の団体との連携） |

(3) 技術等の向上対策

組合員、組合員の従業員、および役員（以下「組合員等」という。）の経営および技術、または知識（以下「技術等」という。）の改善向上を図る必要がある。技術等を更に研鑽することにより、災害発生時はもとより日常の漏水修繕等の際には、適正にその技術等を發揮し、もって市民の安全・安心に寄与するものである。

そうした趣旨の下で、令和3年6月に「組合員の教育に関する受講料等の助成金交付要綱」を制定し、組合員等が職務遂行上必要な講習会終了証、資格または免許を取得することを促進し、当組合の発展に寄与することを目的として、講習会および研修会並びに検定会等を受講するに際し、その受講料等の一部を助成することとした。

なお、助成の詳細については、後記の9【参考】「組合員の教育に関する受講料等の助成金交付要綱」を掲載している。

| チェック | 重要業務 |
|-------------------------------------|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> | 給水装置工事主任技術者、管工事施工管理士、土木施工管理士などの免許の取得促進 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 給水装置工事配管技能検定会の免許取得促進 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 給水装置工事施工技能者の免許取得促進 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 下水道排水設備工事主任技術者資格認定の免許取得促進 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 足場の組立て等作業主任者技能の免許取得促進 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 小型車両系建設機械（3t未満）の免許取得促進 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 高所作業車特別講習にかかる免許取得促進 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 上記の他、免許取得時の講習会や更新時の講習を積極的に受講 |
| <input type="checkbox"/> | |

3 被害想定

地球温暖化による気候変動の影響は、気温の極端な高温や低温、熱波による死亡や疾病、海面上昇や高潮による海岸部の洪水、台風の巨大化、異常気象による大水害や干ばつ等、様々な地球規模の被害が懸念されてきました。また、日本国内では、火山活動の活発化や地震災害が発生しています。こうした様々な災害が、単に想定されているのではなく、現実なものとなりつつあります。前述の「事業継続計画（B C P）とは」で記載したとおり、近年の災害をかえりみる時、自然がもたらす影響の大きさは、人間の想像をはるかに超え、自然に対しての人間の無力さを思い知らされています。

しかしながら、人間には知恵があります。こうした災害を未然に防ぎ、または災害を最小限に留め、或いは人命だけでも守ることが出来ます。

また、私たちは、災害に遭った時には、出来るだけ早期に復旧し、元の生活に戻ることが出来ます。そのためには、予め災害を予測し被害を想定しておく必要があります。更には、災害復旧の対応を事前に計画し、繰り返しの訓練が必要です。

この項では、守山市内で発生しうる被害を想定し、それぞれの立場で災害時の復旧体制などを計画します。

(1) 守山市管工事業協同組合の被害想定等

- ① 住 所 : 524-0012 守山市播磨田町1073番地
- ② 組合員数 : 17組合員
- ③ 設立目的 : 水道業者が相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図るための組合である。
- ④ 事業活動 : 目的を達成するため、組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上、知識の普及を図るための教育及び情報の提供など。

具体的には、給水装置工事施工技能者講習会、配管技能講習会、下水道排水設備工事責任技術者講習会などの開催、参加。守山市地震災害総合訓練の参加。上水道施設修繕業を市から受託し、全組合員が対応することで災害応急復旧作業を実施可能とする。

また、啓発事業としては、市民に水道を理解し関心を高めて頂き、水道事業のさらなる発展に資することを目的として、水道週間において、当組合も守山市上下水道事業所と共同で啓発活動を実施している。

- ⑤ 被害想定 : 当組合の事務所は、地理的に守山市のほぼ中心に位置しており、次の守山市の被害想定（地震、水害等）により被災することとなる。

(2) 守山市の被害想定

守山市では、災害に備えて「防災マップ（平成24年改定版。平成31年3月一部更新。更に、令和3年3月に改訂版発行）」を作成している。この「防災マップ」に基づいて、守山市での被害の想定をする。



① 地震

守山市内で起こりうる地震は、琵琶湖西岸断層帯地震（南部）と南海トラフ巨大地震（東南海・南海地震）が考えられる。その内、南海トラフ巨大地震の災害を想定する。

| 地 震 名 | | マグニチュード | 今後30年以内の地震発生確率 |
|-------|-------|--------------------|------------------------------|
| 想定地震 | 活断層地震 | 琵琶湖西岸断層帯地震（南部） | 7.5程度 ほぼ0% |
| | 海溝型地震 | 南海トラフ地震 | 8.0～9.0 70%～80% |
| 参考 | 活断層地震 | 阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震） | 7.3 0.02%～8% (発生直前の評価) |
| | 海溝型地震 | 東日本大震災（東北地方太平洋沖地震） | 9.0 10%～20% (発生直前の評価) |

出典：「地震調査研究推進本部（算定基準日 令和2年1月1日）」

また、守山市内の想定震度は5強である。

（出典：守山市防災マップ）

| 震度 | 状況 | 耐震性が高い | 耐震性が低い |
|----|---|--------|--------|
| 4弱 | 【震度4】 ●ほとんどの人が驚く。 ●電灯などのつり下げ物は大きく揺れる。 ●座りの悪い置物が、倒れことがある。 | なし | なし |
| 5弱 | 【震度5弱】 ●大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。 ●樹にある食器類や本が落ちることがある。 ●固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れことがある。 | なし | なし |
| 5強 | 【震度5強】 ●物につからないと歩くことが難しい。 ●樹にある食器類や本で落ちるものが多くなる。 ●固定していない家具が倒れることがある。 ●補強されていないブロック塀が崩れることがある。 | なし | なし |
| 6弱 | 【震度6弱】 ●立っていることが困難になる。 ●固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。 ●壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。 ●耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。 | なし | なし |
| 6強 | 【震度6強】 ●はねないと動くことができない。飛ばされることもある。 ●固定していない家具のはほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。 ●耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる。 ●大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。 | なし | なし |
| 7 | 【震度7】 ●耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものさらに多くなる。 ●耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。 ●耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが多くなる。 | なし | なし |

（出典：震度と揺れ等の状況（概況）-国土交通省気象庁）

南海トラフ巨大地震（東南海・南海地震）

想定震度が5強であることから、被害想定は守山市内の水道管の破裂や漏水が考えられる。

一方、組合事務所の建物は、鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建の構造であることから、倒壊する可能性は極めて低い。

液状化の被害想定も小さく、組合企業は守山市内にあることから、バイク・自転車あるいは徒歩でも現場に到達できるものと考えられる。



② 液状化

震度5強において守山市内の想定PL値（液状化指数）が15未満で、液状化になる可能性が低い。（一般的に、PL値15以上が液状化しやすい。）

③ 水害

ア 市内の中小河川と琵琶湖水位上昇

10年に1度の大雨(170mm/日)を想定した場合の守山市における最大の浸水は、0.5m未満(床下浸水程度)。100年に1度の大雨(529mm/日)を想定した場合の守山市における最大の浸水は、0.5m未満(琵琶湖の水位が上昇した場合。上記の10年と同じく床下浸水程度)。

□守山市の断面図(横断面図)



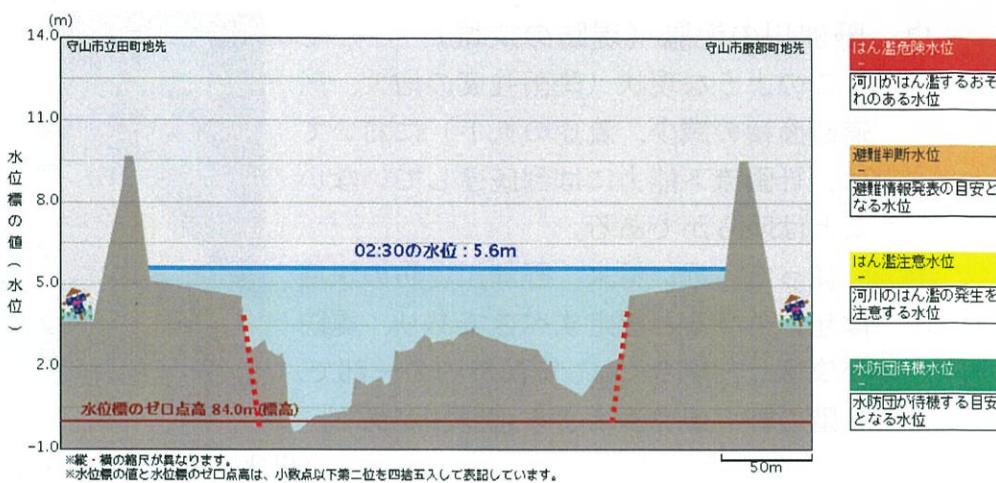
(出典：守山市防災マップ)

イ 野洲川の現状

河川改修計画では、100年に1度くらいの大雨でも、野洲川の堤防は決壊しない設計になっている。しかしながら、近年の想定外の自然災害や、記録的な豪雨・経験したことのない豪雨が現実に発生していること(降雨強度の増大)。

更に、現況の野洲川は、暫定河床高である。当初の改修計画における川田町地先の落差工付近の河床高は、琵琶湖基準水位(TP+84.371m)と同じくらいの計画高になっており、現況の河床より2m以上の土砂を浚渫する必要があること。かつ、河道両岸に設置してある消波ブロック(通称テトラポッド)は、当初の護岸ブロックの保護のため、経年して安定後に撤去予定のはずであるが放置したままである(河道断面積の減少)。

また、河道部は草木が繁茂し、伐採等の適正な管理をすることなく、通水後約40年間放置され、河道内が森林化してきた(流速に悪影響)。しかし、宮本市長を始め関係各位のご尽力により、2019年11月現在、近畿地方整備局の発注で、国土強靭化の一環として河道内樹木伐採工事が施工中であり、長年の懸案であったこの問題は漸く解消される。



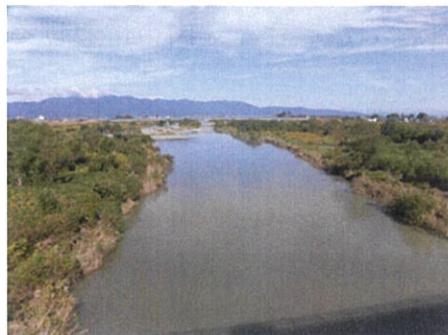
《上記の図は、国土交通省の水位観測所の野洲川服部大橋（琵琶湖から上流 3.1Km）付近の野洲川断面図。2017年10月23日 2:30 の水位（台風21号通過）》(----- 計画線)

野洲川の現状の写真【暫定河床と樹木の繁茂状況】

[2019年11月8日撮影]



樹木伐採工事施工中（近畿地方整備局発注） 川田大橋右岸 100m下流から暫定河床の状況



新庄大橋から下流を望む（左側：施工前（10月23日撮影）、右側：右岸側が施工後）



新庄大橋から上流を望む（未施工）

川田大橋右岸側から下流を望む（施工中）

ウ 野洲川の氾濫（堤防の決壊）

このような現状（降雨強度の増大、河道断面積の減少、流速の低下）においては、計画流下能力には到底達していないことは明らかである。

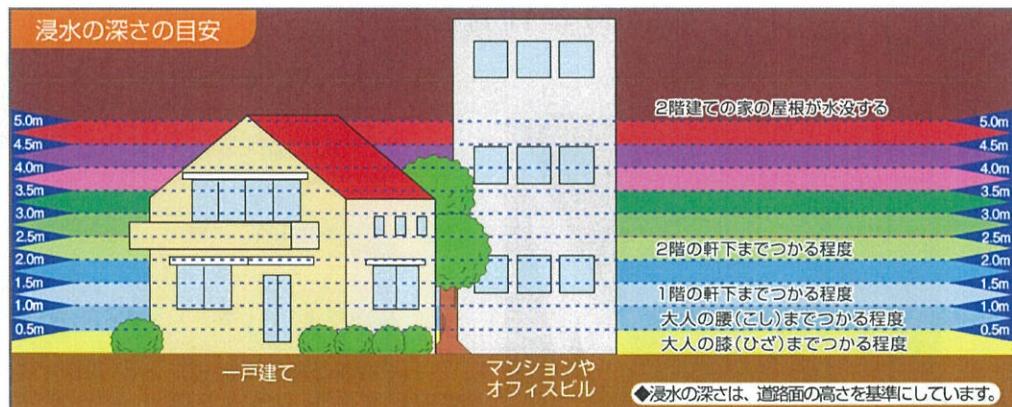
従って、近い将来、野洲川堤防の決壊は起こりうると想定すべきであり、堤防が決壊した場合には、守山市内的一部で、2階の軒下まで浸水する可能性がある。



(出典：守山市防災マップを引用)

3-4. 想定される浸水の深さと建物等の関係

洪水ハザードマップは、浸水の深さを色で示しています。
浸水の深さの目安はおよそ図のとおりです。



100年に1度の大雨（野洲川流域の1日間の降雨量 350mm/日）時に、仮に野洲川の堤防が決壊した場合を想定したとき、守山市における最大の浸水は、5.0m未満とされている。

しかし、2019年10月の台風19号の通過に伴い、神奈川県箱根町で 922 mm/日、静岡県伊豆市で 689 mm/日、埼玉県秩父市で 635mm/日など、降雨量は観測史上の記録を更新している。その地域では、71河川、130箇所以上の堤防が決壊し、人命（90人以上）や家屋等（浸水被害8万4千戸以上）に甚大な被害を受けられています。従って、危機管理上の観点から、[降雨量（現状350mm/日）の見直し](#)を行い、野洲川堤防決壊に伴う野洲川浸水想定区域図（守山市策定のハザードマップ。後記3-8）の改訂を望みます。

ただし、令和3年3月改訂版を発行され、1000年に1度の大雨（野洲川流域の1日間の降雨量 663 mm/日）でのハザードマップを追記されたので、改修済みの野洲川においても堤防が決壊する恐れがあることを認識する必要がある。

水道施設の観点から考察すると、堤防の決壊に伴い市内各所で浸水した場合、洲本配水場、石田配水場、播磨田水源地も浸水被害を受けることを免れない。浸水により配水モーターや電気計装設備が機能不全となり、市内のほぼ全域で断水や濁水が発生することとなる。

④ 落雷による被害（人的被害、施設被害）

組合員が作業中において、落雷によって人命に関わる被害を受けることを想定しておかなければならない。

また、落雷などに起因する停電が発生した場合は、施設運営の被害を受ける。水道会館の停電については、小型発電機により容易に対応できるが、水源地や配水場などの水道施設の停電については、被害は深刻かつ重大である。

守山市は、山が全くない地形であるため、配水池はG.L.に設置しポンプで圧送している配水形式であるため、自己水である立入水源地と播磨田水源地における停電時については、配水能力は0となる。県水受水の石田配水場と洲本配水場については、ハイブリット方式で受水・配水しているため、停電により配水ポンプが運転不可能となった場合においても、県企業庁の調整池から流下してくる浄水を市管轄の配水管に直接受水できるため、全くの断水とはならない。近年の県水受水率は、約70%であるため、停電時は自己水の30%ほどは水圧低下となる。

なお、水源地および配水場の停電対策としては、2か所の変電所からの受電形式としており、1か所の変電所の停電時においては、瞬時に別の変電所から受電できることになっている。また、停電時における県水受水量の調整も対応可能となっている。

こうした状況ではあるが、停電時の対応については、水圧低下や濁水などの対策は必要である。

⑤ 給配水管の老朽化に伴う漏水

市が管理している給配水管（給水管は配水管からメーターまでの間をいう。）については、40年以上経過している給配水管が存在し、かつ、全ての給配水管は年々老朽化してくるのは当然の事である。4か所の水源地や配水場からの配水量と、市民が使用される水量（水道メーター検針水量）を率計算する有収率は92%程度であり、年々低下傾向にある。日平均の配水量が $25,500m^3$ とすると、一日約 $2,000m^3$ が地下に漏水していることになる。（有収率については、他市町と比較すると、92%の数値はこれでも良い方である。）

今後は、更に老朽化が進み、漏水箇所が増加することとなり、その対策としては、市では管路の更新を推進されますが、当組合としては漏水修繕を速やかに対応できる体制と技術の向上が求められる。

⑥ 地震災害時の弁操作

給配水管口径30mm以上の仕切弁等の弁操作については、広範囲に断水や漏水が発生するため、市職員以外は操作しないことになっている。しかし、地震災害発生時においては、市職員のマンパワー不足により弁操作が遅れ、大量の漏水による浸水被害等、水道水による二次災害が懸念される。こうしたことから、当組合員においても給配水管破損修繕時に対応できる弁操作上の知識の習得と訓練が必要である。

⑦ 新型コロナウイルス等の感染症拡大

新型コロナウイルス感染症は、2019年12月以降、中国湖北省武漢市を中心発生し、短期間で全世界に広がりました。全世界（2022年1月16日時点）の累積感染者数は3億2千万人を超え、累積死者数は約552万人で、全世界を震撼させ、人類は今、未曾有の大災害を被っています。

日本国内では、累積感染者数（2023年5月時点）3千3百万人以上が感染され、死者は7万4千人となっています。記憶に新しい東日本大震災の死者行方不明者数が約1万8千人であることからして、あの大震災以上の大災害が今も被災中であります。守山市においても、累積感染者数（2022年9月26日時点）は約1万4千人で、14人が犠牲になられました。

そこで、国難であるコロナ禍が収束したとしても、今後、新たな感染症が発生する可能性は高く、こうした感染症拡大の災害により、組合および組合員に被害を受けた時の対策を定めておく必要があります。

ア 平常時の対策

- ・定期的な備蓄品（マスクや消毒液など）の確認
- ・各自手洗いや消毒の実施
- ・不測の事態に備えた訓練や研修
- ・可能な範囲でのリモートワークの整備
- ・感染症に対応した損保保険加入の検討
- ・BCP計画のメンテナンスや周知

イ 感染初期の取り組み

- ・業務の絞り込み（優先的な業務）
- ・不要不急の会議等の休止
- ・時差出勤、リモートワークの導入
- ・リモートワーク、オンラインでのセキュリティの確保
- ・来館者への検温、消毒等の感染防止の協力依頼
- ・体調不良者の出勤停止
- ・信頼できる情報源からの情報の入手
- ・組合員、守山市および関係機関等への情報の周知

ウ 組合職員の感染者発生時の取り組み

- ・職場内の清掃、消毒
- ・人員配置の見直し（事務局職員と修繕業務事務担当職員の配置および組合役員の応援）

⑧ 地球温暖化に伴う熱中症

近年、地球温暖化に伴い、猛暑による熱中症患者が急激に増加傾向にあり、これは自然災害に値します。令和5年は6月から9月末までは、猛暑では済まされず、酷暑、熱波と表現する事態となりました。県内の熱中症による救急搬送者は、令和5年の7月と8月だけで735人とのことで、今後も熱中症による重篤者は増加することが懸念され、危機感を持って対策を講じなければなりません。

当組合業務の主な勤務形態は、屋内外の工事現場であり冷房設備もなく、熱中症になるリスクが高いため、熱中症対策は深刻な課題であります。

ア 経営者としての熱中症対策

熱中症対策は、経営者としての福利厚生ではなく従業員の健康と命を守る重要な問題で、経営者の責任は重大です。

経営者としては、空調作業着、携帯扇風機、ネッククーラー、塩分や電解質を含んだ飲み物、塩飴などのタブレット、スポットクーラー等の支給や整備、および休憩時間の確保等の対策が必要である。

イ 従業員としての熱中症対策

熱中症対策は、経営者としての対策は必要ではあるが、従業員自らが自分の健康を保持し命を守るために、積極的に熱中症対策を講じる必要がある。

従業員は、経営者の指示に協力すると共に、自らの判断が必要である。

⑨ 緊急事態等の区分

| 事件事故・自然災害 (リスク項目) | 災害発生推定 災害レベル(例) | a 予測 発生頻度 | b 災害強度 損害の大きさ | c 影響度 重要度 $a \times b$ | BCP 考慮 |
|----------------------|--------------------|-----------------|---------------------|---------------------------------|-----------|
| 東南海・南海地震(震度5強) | 給配水管破損漏水、建物倒壊等 | 2 | 4 | 8 | ○ |
| 液状化 | 建物倒壊 | 2 | 2 | 4 | △ |
| 水害(中小河川の氾濫) | 集中豪雨、交通障害、家屋浸水 | 3 | 2 | 6 | ○ |
| 水害(野洲川堤防決壊) | 集中豪雨、交通障害、家屋流出毀損 | 1 | 5 | 5 | △ |
| 水害(琵琶湖水位浸水被害) | 長期豪雨、交通障害、家屋浸水 | 1 | 2 | 2 | × |
| 落雷による被害 | 家屋火災、毀損 | 2 | 2 | 4 | △ |
| 給配水管の漏水 | 断水被害 | 5 | 2 | 10 | ○ |
| 感染症(コロナ、インフルエンザ等) | 組合員や組合職員の欠勤等 | 4 | 2 | 8 | ○ |
| 熱中症 | 組合員や組合職員の災害 | 5 | 2 | 10 | ○ |
| ITコンピューター情報 | 情報流出、ウイルス攻撃 | 3 | 1 | 3 | △ |
| 火山噴火、隕石 | | 1 | 1 | 1 | × |
| 津波 | | 1 | 0 | 0 | × |

頻度と強度の予測評価(突然性・突発性)の判断

| a 発生頻度(予測) | | b 災害強度、損害の大きさ | |
|------------|------------------------|---------------|-----------------|
| 5 | 確実に発生する 確率極大/常時 | 5 | 巨大被害、大災害、事業継続不可 |
| 4 | 発生可能性あり 確率大/年に1回程度 | 4 | 甚大被害、継続に損害発生 |
| 3 | いつかは発生 確率中/10年に1回程度 | 3 | 活動継続に中程度の損害発生 |
| 2 | ほとんど発生しない 確率小/数十年に1回程度 | 2 | 内部処理可能程度の損害発生 |
| 1 | 特別以外は発生しない 確率極小/100年以上 | 1 | 損害軽微、経営活動に支障なし |

(発生頻度) × (損害の大きさ・強度) = 重要度・影響度の判断

| | | | |
|--------|---------|--------------|---------|
| BCP考慮? | ○: 考慮必須 | △: できれば考慮したい | ×: 考慮不要 |
|--------|---------|--------------|---------|

⑩ 守山市防災マップ（出典：令和3年3月改定版の守山市防災マップ）

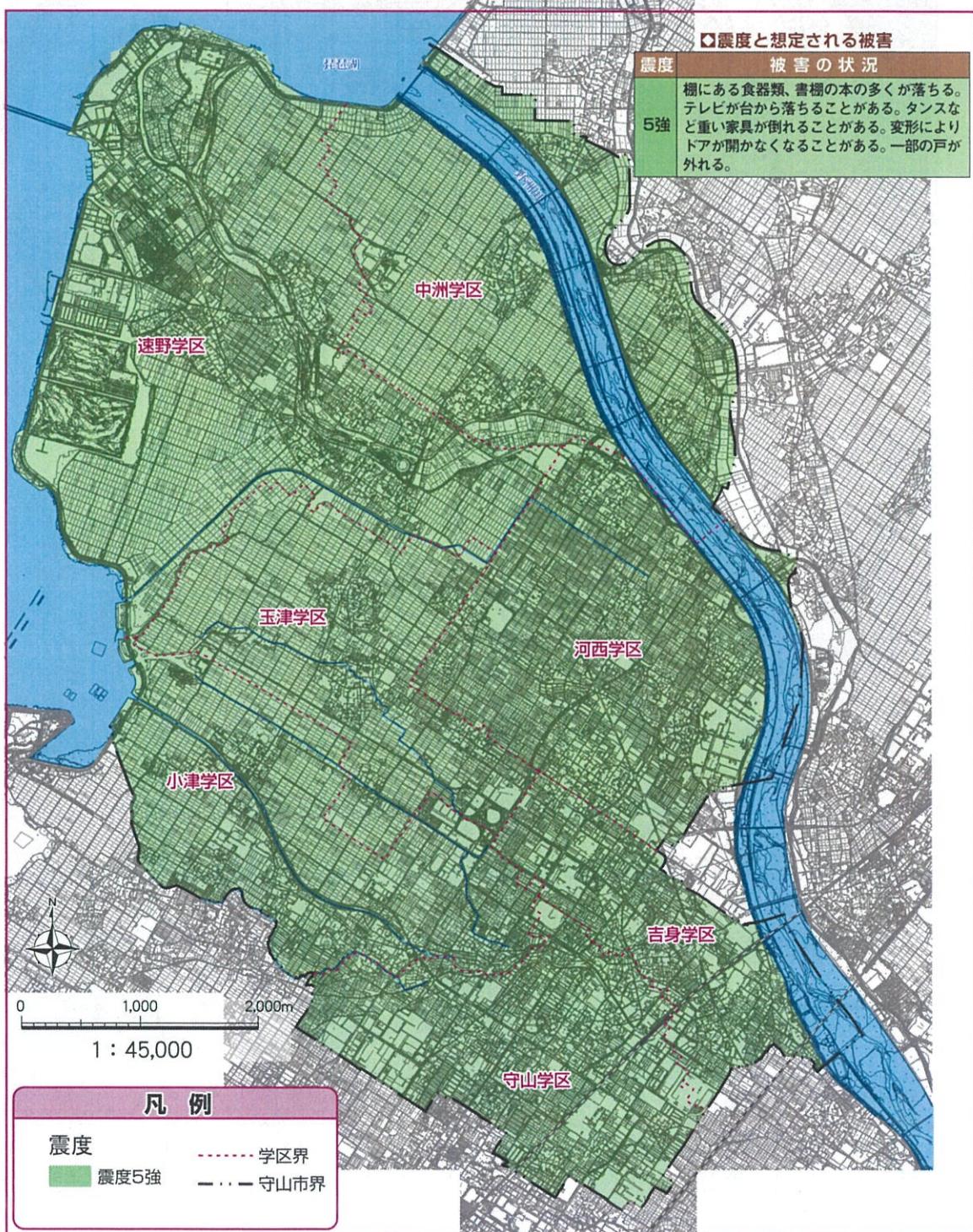
【地震災害】

| 事件事故・自然災害 (リスク項目) | 災害発生推定 災害レベル(例) | a 予測 発生頻度 | b 災害強度 損害の大きさ | 影響度重要度 $a \times b$ | BCP 考慮 |
|----------------------|--------------------|--------------|------------------|------------------------|-----------|
| 東南海・南海地震(震度5強) | 給配水管破損漏水、建物倒壊等 | 2 | 4 | 8 | ○ |

2-6. 南海トラフ地震の想定震度マップ

このマップは、南海トラフ地震が発生した場合の想定震度を示しています。

南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率は70%~80%と言われております。

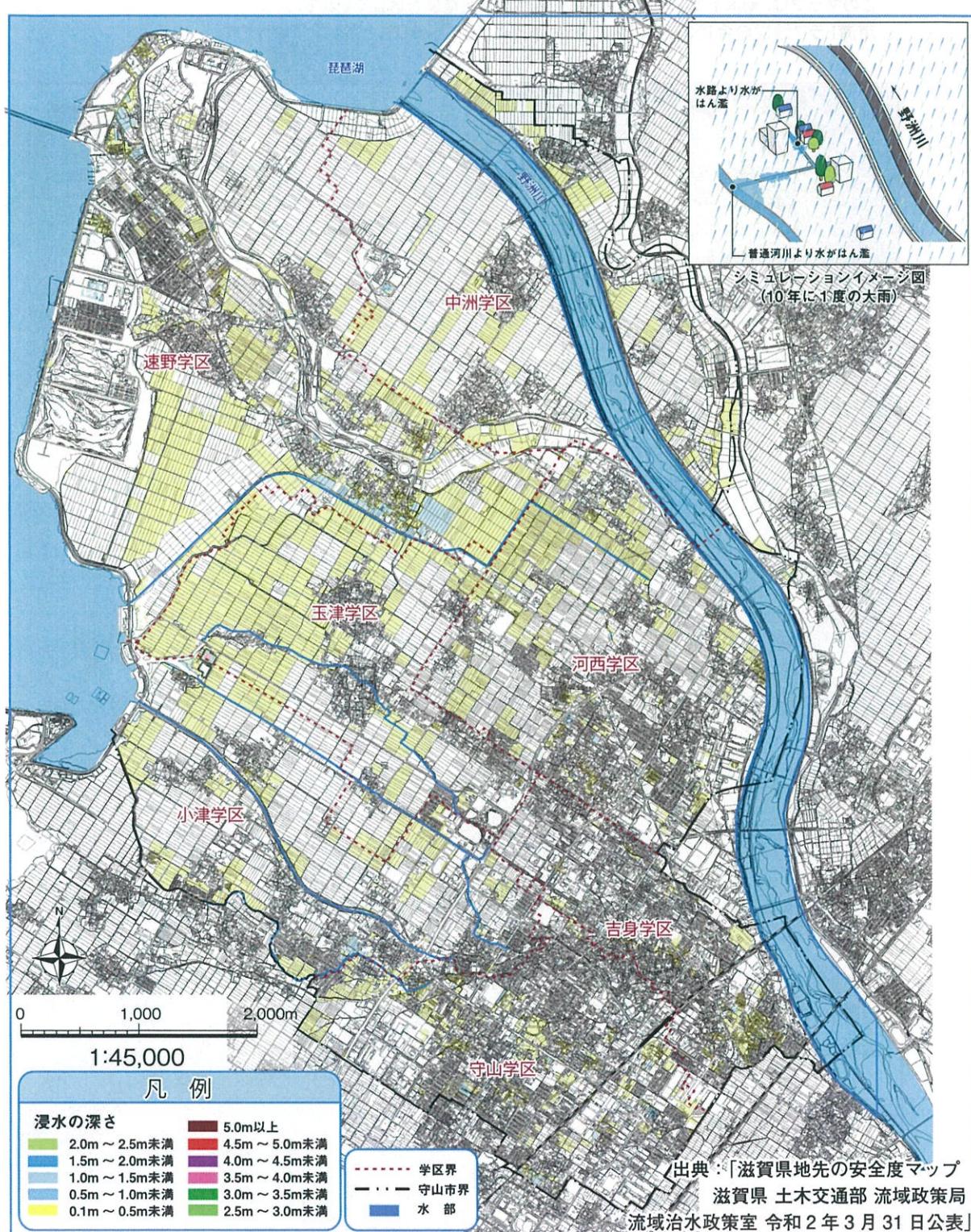


【ハザードマップ（市内の中小河川浸水想定。10年確率）】

| 事件事故・自然災害 (リスク項目) | 災害発生推定 災害レベル（例） | a 予測 発生頻度 | b 灾害強度 損害の大きさ | 影響度重要度 $a \times b$ | BCP 考慮 |
|----------------------|--------------------|--------------|------------------|------------------------|-----------|
| 水害（中小河川の氾濫） | 集中豪雨、交通障害、家屋浸水 | 3 | 2 | 6 | ○ |

3-6. 地先の安全度マップ（10年に一度の大暴雨を想定）

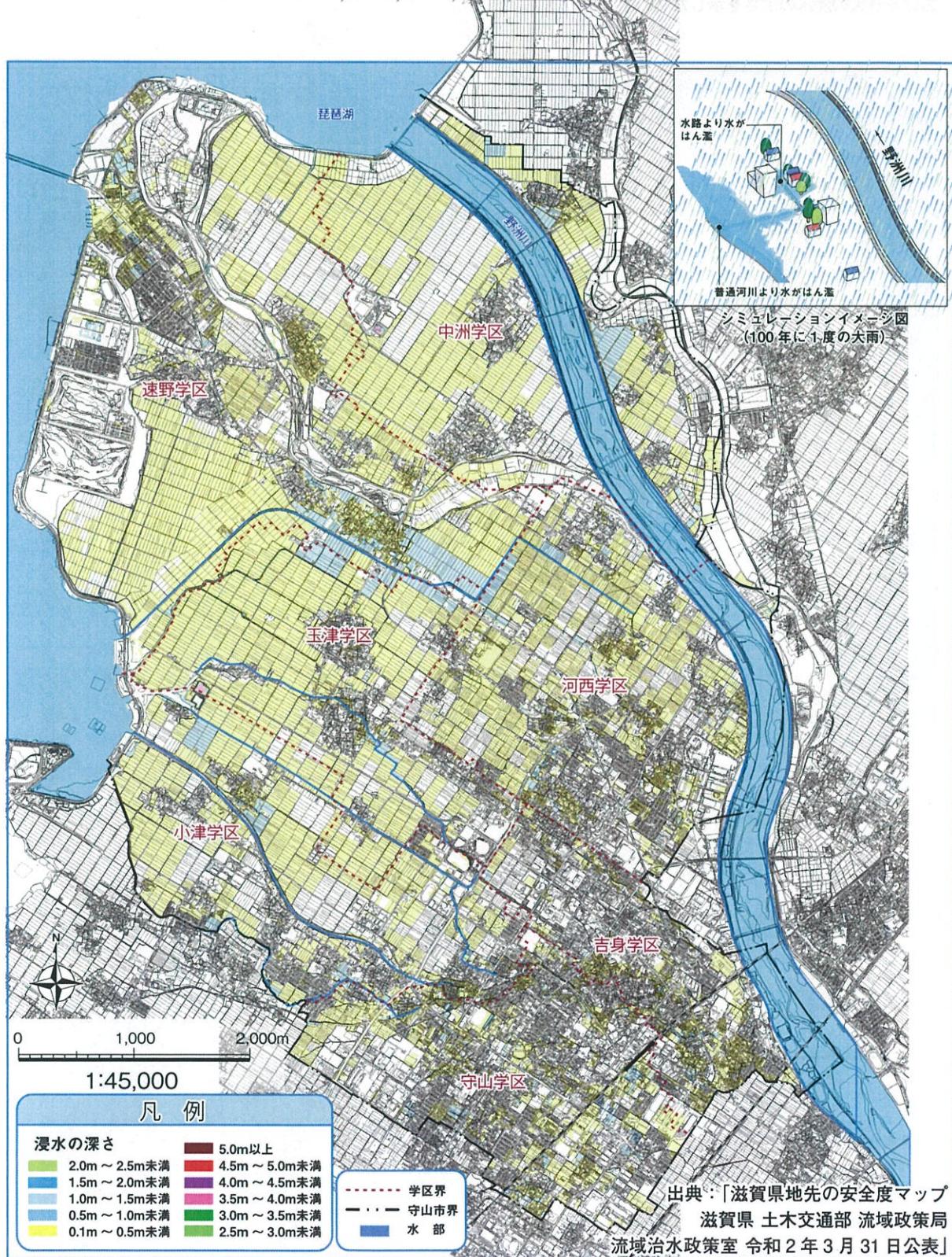
10年に1度の大暴雨(170mm/日)を想定した場合の、守山市における最大の浸水の深さを示したものです。



【ハザードマップ（市内の中小河川浸水想定。100年確率）】

3-7. 地先の安全度マップ（100年に一度の大雨を想定）

100年に1度の大雨(529mm/日)を想定した場合の、守山市における最大の浸水の深さを示したものです。

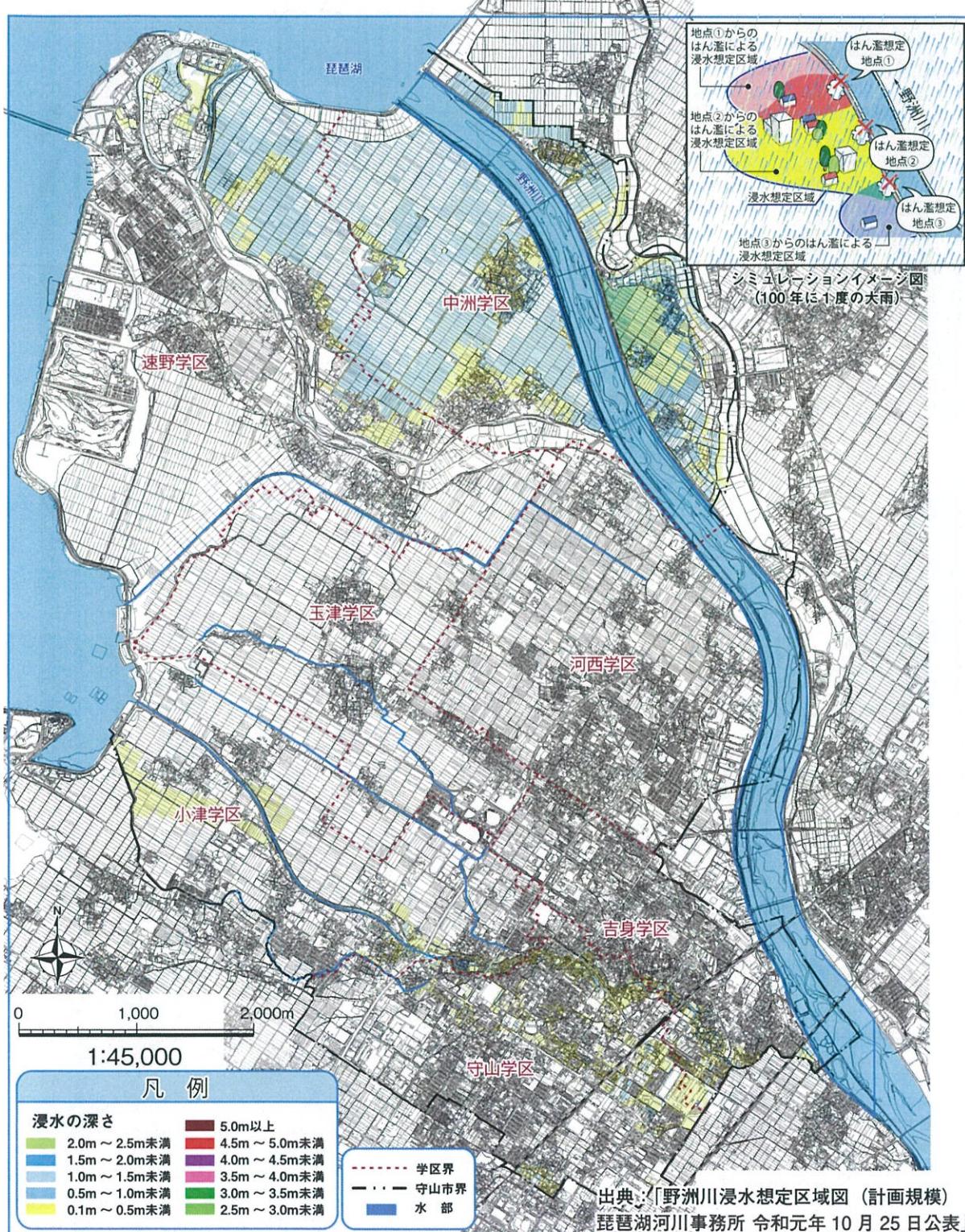


【ハザードマップ（野洲川浸水想定。100年確率）】

| 事件事故・自然災害 (リスク項目) | 災害発生推定 災害レベル(例) | a 予測 発生頻度 | b 灾害強度 損害の大きさ | 影響度重要度 $a \times b$ | BCP 考慮 |
|----------------------|--------------------|--------------|------------------|------------------------|-----------|
| 水害（野洲川堤防決壊） | 集中豪雨、交通障害、家屋流出毀損 | 1 | 5 | 5 | △ |

3-8. 野洲川浸水想定区域図（計画規模降雨）※100年確率

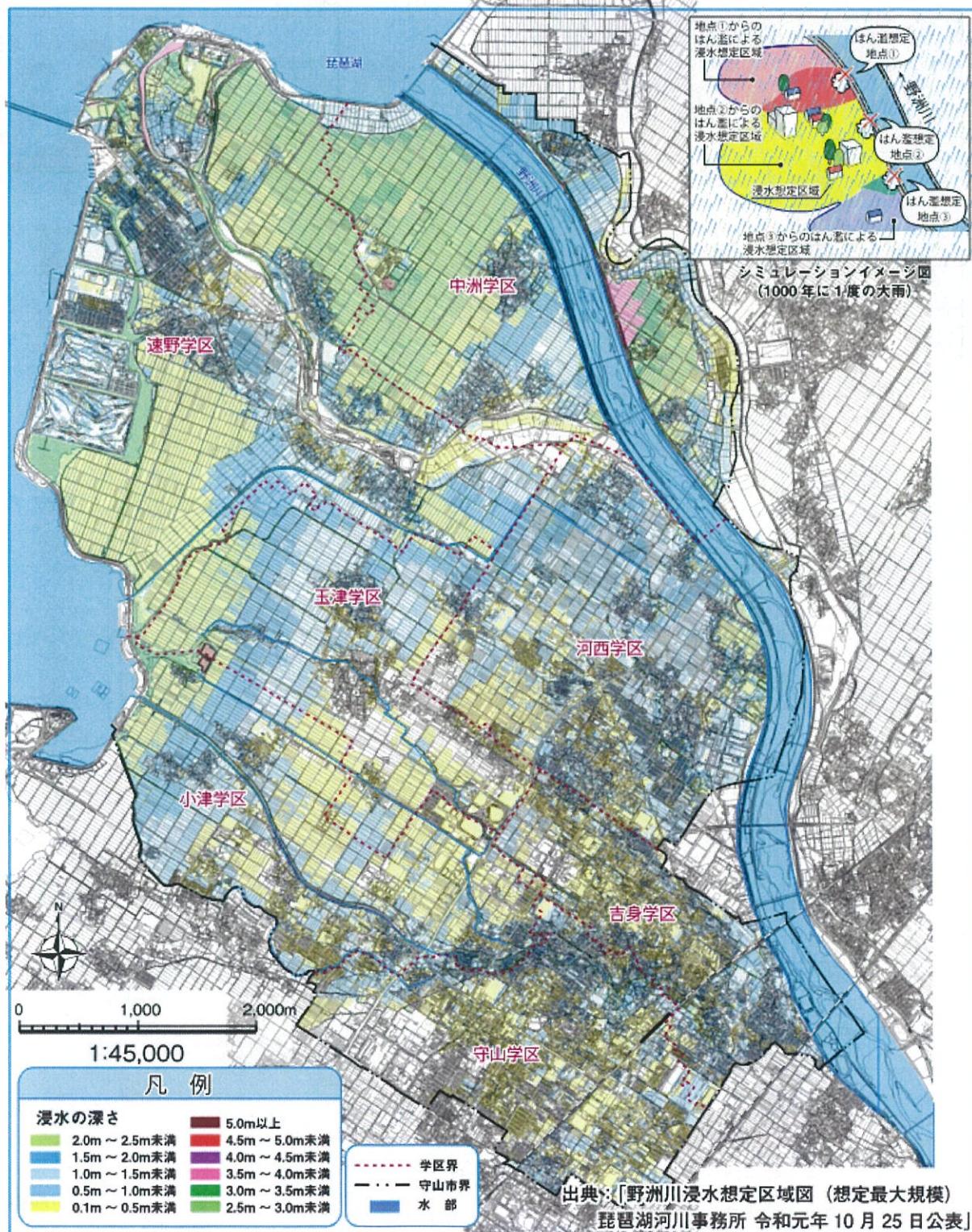
100年に1度の大雨（野洲川流域の1日間総雨量350mm）時に、仮に野洲川の堤防が決壊した場合の、守山市における最大の浸水の深さを示した図です。



【ハザードマップ（野洲川浸水想定。1000年確率】

3-9. 野洲川浸水想定区域図（想定最大規模降雨）※1000年確率

1000年に1度の大雨（野洲川流域の1日間総雨量663mm）時に、仮に野洲川の堤防が決壊した場合の、守山市における最大の浸水の深さを示した図です。

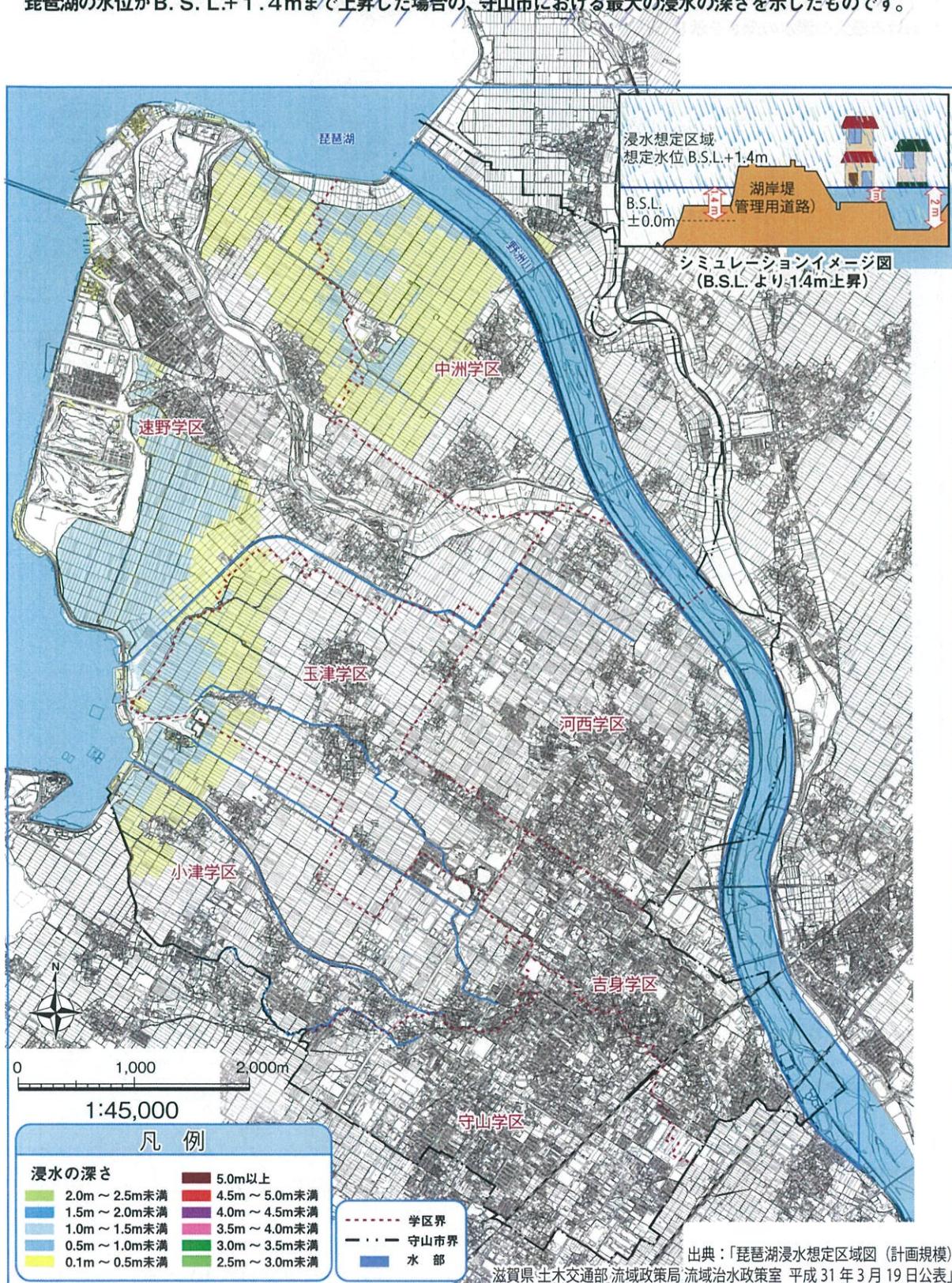


【ハザードマップ（琵琶湖浸水想定。100年確率）】

| 事件事故・自然災害 (リスク項目) | 災害発生推定 災害レベル（例） | a 予測 発生頻度 | b 灾害強度 損傷の大きさ | 影響度重要度 $a \times b$ | BCP 考慮 |
|----------------------|--------------------|--------------|------------------|------------------------|-----------|
| 水害（琵琶湖水位浸水被害） | 長期豪雨、交通障害、家屋浸水 | 1 | 2 | 2 | × |

3-10. 琵琶湖浸水想定区域図（計画規模降雨）※100年確率

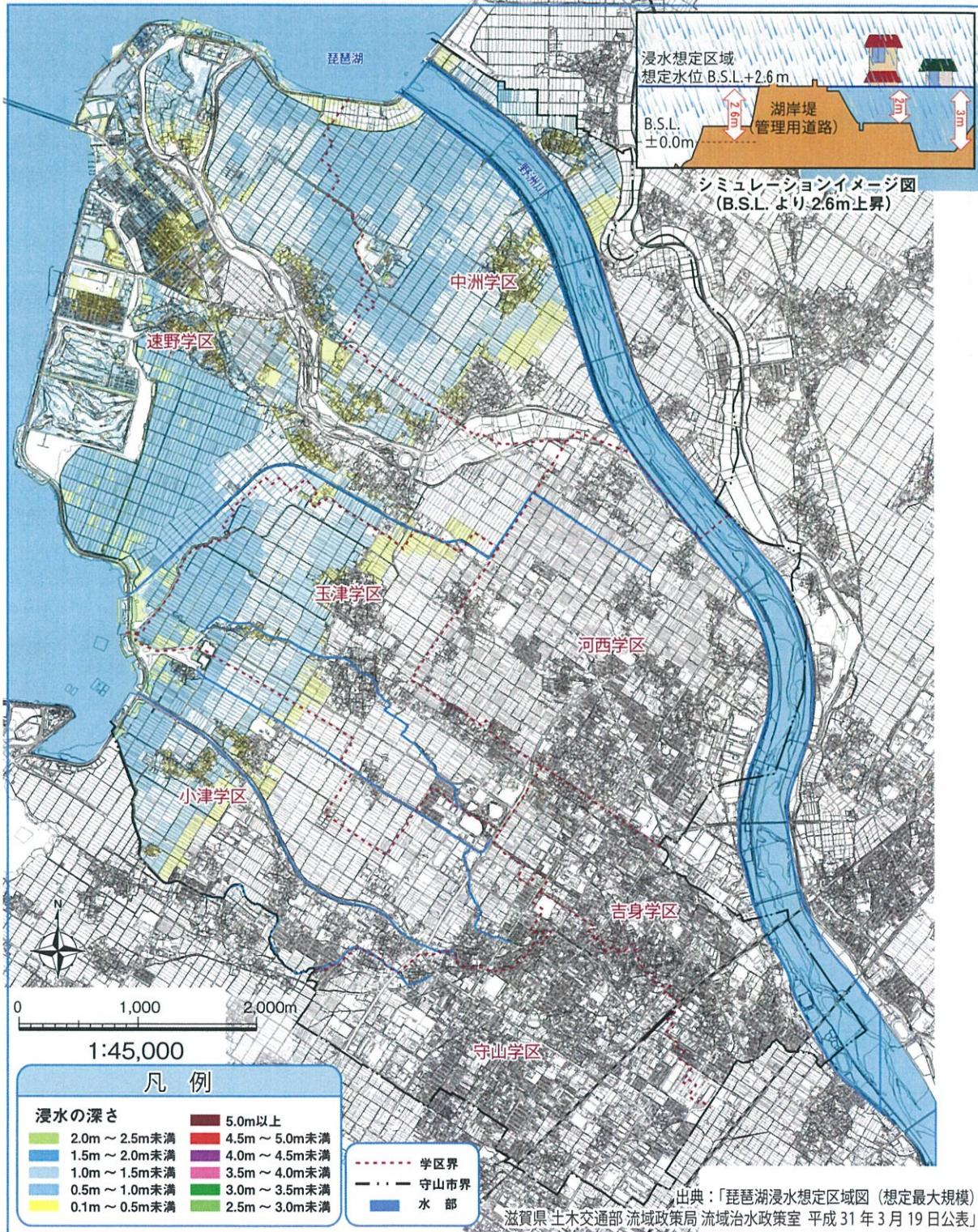
琵琶湖の水位がB. S. L.+1.4mまで上昇した場合の、守山市における最大の浸水の深さを示したものです。



【ハザードマップ（琵琶湖浸水想定。1000年確率】

3-11. 琵琶湖浸水想定区域図（想定最大規模降雨）※1000年確率

琵琶湖の水位がB. S. L.+2.6mまで上昇した場合の、守山市における最大の浸水の深さを示したものです。



4 組合の重要業務継続に係る事前対策

(1) 組合の重要業務継続に係る事前対策の検討

組合の重要業務を継続するための事前対策は、以下のとおりである。

① 経営資源(人)への事前対策

| 【ステップ1】事前対策の実施状況の把握 | | 【ステップ2】事前対策の検討・実施 | | |
|--------------------------------------|--|---|-------------|--------------------|
| | | 何をやる？ | 誰がやる？ | いつやる？ |
| 組合員・職員の安否確認ルールの決定や安否確認手段の確保を行っているか？ | <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ | 組合員・職員側から携帯メール、LINEや災害時伝言サービスを使って組合に連絡するように指示を行う。 | 役員・事務局長・事務員 | 実施済み (隨時確認) |
| 緊急時に必要な職員が出勤できない場合に、代行できる職員を育成しているか？ | <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ | 既に全組合で話し合いができる。班ごとで代行できるように育成済みである。また、班長不在時には、副本部長が班長を代行する。 | 理事会 | 実施済み (役員改選時に変更) |
| 感染症拡大前に、事前対策ができているか？ | <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ | 事務所にマスク、フェイスシールド、消毒液、コロナウイルス抗原キットを備蓄する | 事務局長・事務員 | 実施済み (隨時確認) |
| 感染症拡大時に、職員が出勤できない場合、代行できる職員を育成しているか？ | <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ | 市役所に配置している修繕業務事務担当職員を代行させる。さらに代行が必要なときは、役員が支援する。 | 役員・事務局長・事務員 | 実施済み (隨時確認) |
| | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ | | | |
| | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ | | | |

② 経営資源(物)への事前対策

| 【ステップ1】事前対策の実施状況の把握 | | 【ステップ2】事前対策の検討・実施 | | |
|-------------------------------------|--|---|-------------|-------------------------------|
| | | 何をやる？ | 誰がやる？ | いつやる？ |
| 組合事務所内の什器や棚等、設備を固定しているか？ | <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ | 設備を固定する。 モノによっては固定しない | 事務局長 | 実施済み |
| 組合の事務所が被災し、倒壊した場合に備え、代替の事務所を決めているか？ | <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ | 6・(1)に具体的に記載した。 決定後、組合員に連絡をする。 | 理事会 | 被災後 (災害時に被災していない施設の管理者に交渉) |
| 感染症が蔓延した場合に備えて、防止対策はできているか？ | <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ | 感染防止対策用のマスク、フェイスシールド、消毒液等を備蓄している。 | 事務局長 | 実施済み |
| 熱中症対策はできているか？ | <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ | 空調作業着、携帯扇風機、ネッククーラー、塩分や電解質を含んだ飲み物、塩飴、スポットクーラー等の支給や整備、および休憩時間の確保等 | 役員・事務局長・事務員 | 次年度までに確保 |
| 非常用・飲料水・消毒液の数量と保管状況の点検ができるか？ | <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ | 非常食・飲料水等の賞味期限、消毒用アルコール等の使用期限の確認を定期的に実施する。 | 事務局長・事務員 | 1年に1回以上、定期的に実施 |
| 応急復旧用の資材や機器等を定期的に整備点検ができるか？ | <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ | 保管している応急復旧用の資材(パイププロテクター、クランプ等)の保管数量を確認し、補充している。 非常用発電機等は定期的に点検している。 | 事務局長・事務員 | 随時補充 1年に1回以上、定期的に実施 |
| | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ | | | |
| | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ | | | |

③ 経営資源(情報)への事前対策

| 【ステップ1】事前対策の実施状況の把握 | | 【ステップ2】事前対策の検討・実施 | | |
|--|--|--|-------------|---------------------|
| | | 何をやる？ | 誰がやる？ | いつやる？ |
| 組合員の緊急連絡先リストを整備しているか？ | <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ | 既に完備されている。 | 理事会 | 実施済み |
| 組合員の緊急連絡先リストはパソコンダウンでも情報把握出来るか？ | <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ | パソコンデータのバックアップ、主要な部分のペーパー化など。 | 事務局長 | 実施済み |
| 緊急時に事務局以外の場所に、事務局業務の実施に必要なデータのバックアップをとっているか？ | <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ | 重要なパソコン内のデータは、外付けハードディスクにバックアップし、事務局職員宅に保管。 バックアップは、定期的に行う。 | 事務局長 | 実施済み |
| 緊急時に情報を発信、組合員等の情報を収集する手段(ホームページ等)を整備しているか？ | <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ | ホームページの更新 LINEによる緊急連絡体制を整備。 | 理事会 事務局長 | 実施済み ホームページを隨時更新 |

④ 経営資源(金)への事前対策

| 【ステップ1】事前対策の実施状況の把握 | | 【ステップ2】事前対策の検討・実施 | | |
|--------------------------------|--|--|-------|--------|
| | | 何をやる？ | 誰がやる？ | いつやる？ |
| 緊急時に組合員の事業継続・復旧に必要な資金を準備しているか？ | <input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ | 現実的には難しく、今後の課題。 | 役員 | |
| 組合は緊急時に活用できる資金を確保できているか？ | <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ | 組合会計の資本準備金、利益準備金、特別積立金、繰越金等は、十分とは言えないが、毎年順調に積立ている。 | 役員 | 毎年の決算時 |
| 緊急時に活用できる公的資金(融資、保証等)を把握しているか？ | <input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ | 滋賀県中小企業団体中央会等に協力頂き、勉強会等を開催して、組合員全体の知識を高める。 | 役員 | |
| | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ | | | |

⑤ 共同事業の事前対策

| 【ステップ1】事前対策の実施状況の把握 | | 【ステップ2】事前対策の検討・実施 | | |
|--|--|--|-------------------|---------------------------|
| | | 何をやる？ | 誰がやる？ | いつやる？ |
| 組合員の規模・施工能力(従業員数、重機等の保有状況等)の把握は出来ているか？ | <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ | 全組合員にアンケートを取り(2023年7月)、集計する。 | 理事会 | 実施済み |
| 守山市の応急復旧作業時の経費負担、および補償についての取決めが出来ているか？ | <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ | 守山市と「上水道施設災害応急復旧作業に関する協定書」を結んでいる。 | 理事長 | 実施済み |
| 協定に基づく他市町への応援可能者(技術者)、応援可能重機材、車両等は把握しているか？ | <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ | 応援可能者(技術者)、応援可能重機材、車両を把握している。 | 理事長 (県管連・湖南連協) | 実施済み |
| 資材類(給水装置類)を組合で備蓄しているか？ | <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ | 水道会館の倉庫に、修繕に必要な最低限の資材を確保している。 | 理事会 (規正委員会) | 実施済み |
| 資材類(管類、栓類、継手類、ボックス類など)の調達はできるか？ | <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ | 「上水道施設災害応急復旧作業に関する資機材優先調達協定書(管材料等)」を締結している。 (平成9年2月20日に締結) | 理事長 | 実施済み (マルゼン 株)、(株)大洋 |
| 機材類(車両、掘削機械、配管工具類、切管工具類、保安設備類等)の調達はできるか？ | <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ | 「上水道施設災害応急復旧作業に関する資機材優先調達協定書(掘削機械等)」を締結している。 (平成9年2月20日に締結) | 理事長 | 実施済み (株)川嶋機械、大喜産業 |
| 停電時に対応できる発電機の調達はできているか？ | <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ | 発電機(IEG1600M-Y)を購入し、定期点検をしている。 | 総務委員会 正副委員長 | 実施済み (株)川嶋機械 |
| 災害時に必要な物資(非常食、水、毛布等の防災グッズ)は調達できているか？ | <input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ | 今後、必要な物資を検討して順次調達する。 | 総務委員会 正副委員長 | |
| プロパンガスの確保・ごみ処理対策はできているか？ | <input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ | 今後、必要な対策を検討して順次対応する。 LPガス協会と協議する。 | 総務委員会 正副委員長 | |

5 組合員の事業継続に係る事前対策

(1) 組合員の事業継続に係る事前対策の検討

地震等の災害発生により、万が一組合員が被災し業務が停止しても、組合内もしくは他の組合の企業間で業務を代替し、組合員が事業活動を継続できるようにする。

① 【ステップ1】組合員の現状把握

| 組合員名 | 重要事項 | 代替方法の必要性 | 必要な代替方法 (代替生産、代替調達 等) |
|----------|------------|---|---|
| 第1班(南地区) | 水道管工事、漏水工事 | <input checked="" type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要 | 人(技術者等)とモノ(機材等)が不足した場合には、各班の組合員の相互扶助により足りない資源を補い、工事を行う。 |
| 第2班(北地区) | 水道管工事、漏水工事 | <input checked="" type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要 | 人(技術者等)とモノ(機材等)が不足した場合には、各班の組合員の相互扶助により足りない資源を補い、工事を行う。 |
| 組合本部 | 市からの被災情報連絡 | <input checked="" type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要 | 電話等が不通になった場合には、職員がバイク、自転車または徒歩で情報連絡を行う。 |
| | | <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要 | |
| | | <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要 | |
| | | <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要 | |

| ②【ステップ2】代替先の検討 | |
|--|----------------------------|
| 組合内企業 | 組合外の企業、他の組合 |
| 組合内企業 | 他市町村の管工事業協同組合(ただし、守山市を介して) |
| (*参考)守山市、草津市、栗東市、野洲市「災害時における相互応援・連携基本協定」 (平成17年7月1日に締結) | |
| | |
| | |
| | |

| ③【ステップ3】災害発生時の情報集約・調整 | |
|------------------------|--------------------|
| 被災状況 (人、物、情報等) | 代替方法への対応状況 |
| 断水等の被災状況や組合員やその家族の被災状況 | バイク、自転車や徒歩で情報を集める。 |
| 罹災他市町への応援、規模、時期、内容情報統合 | 通信の代替手段を活用する。 |
| | |
| | |
| | |

(2) 対策本部(組合事務所)が被災した場合の対応

災害対策本部である組合事務所が被災して機能不全となった場合は、組合員の事務所の内、被災が免れ災害対策本部としての機能を果たしうる事務所を代替の対策本部とする。代替の対策本部とする組合員は、これに理解を示し、協力するものとする。

代替対策本部を運営するために要した費用は、これに協力した組合員と理事長とが協議して、組合会計から応分の金額を負担するものとする。

6 緊急時の体制

(1) 緊急時の指揮者等

① 指揮者等

地震等の災害発生により、緊急事態となった際の指揮者、または代理指揮者（以下「災害対策本部長」という。）は、下記の表のとおりとする。

上水道施設災害応急復旧作業に関する協定書の規定に基づき守山市長から協力要請があったときは、災害対策本部長は組合員に対して適切な指揮命令をし、組合員はその指揮により対応するものとする。

| 指揮者の役割 | 指揮者 | 代理指揮者① | 代理指揮者② |
|----------------------------------|------------------|----------------|--------------------------|
| ■ 緊急時の対応に関する重要な意思決定及び指揮命令（組合事務局） | 災害対策本部長 (理事長) | 副本部長 (専務理事) | 副本部長 (総務委員会 正副委員長) |



| | |
|-------------------------------------|------|
| ■ 緊急時の対応に関する重要な意思決定及び指揮命令（組合事務局の支援） | 守山市長 |
|-------------------------------------|------|

災害対策本部長が意思決定及び指揮命令すべき緊急時の対応の例

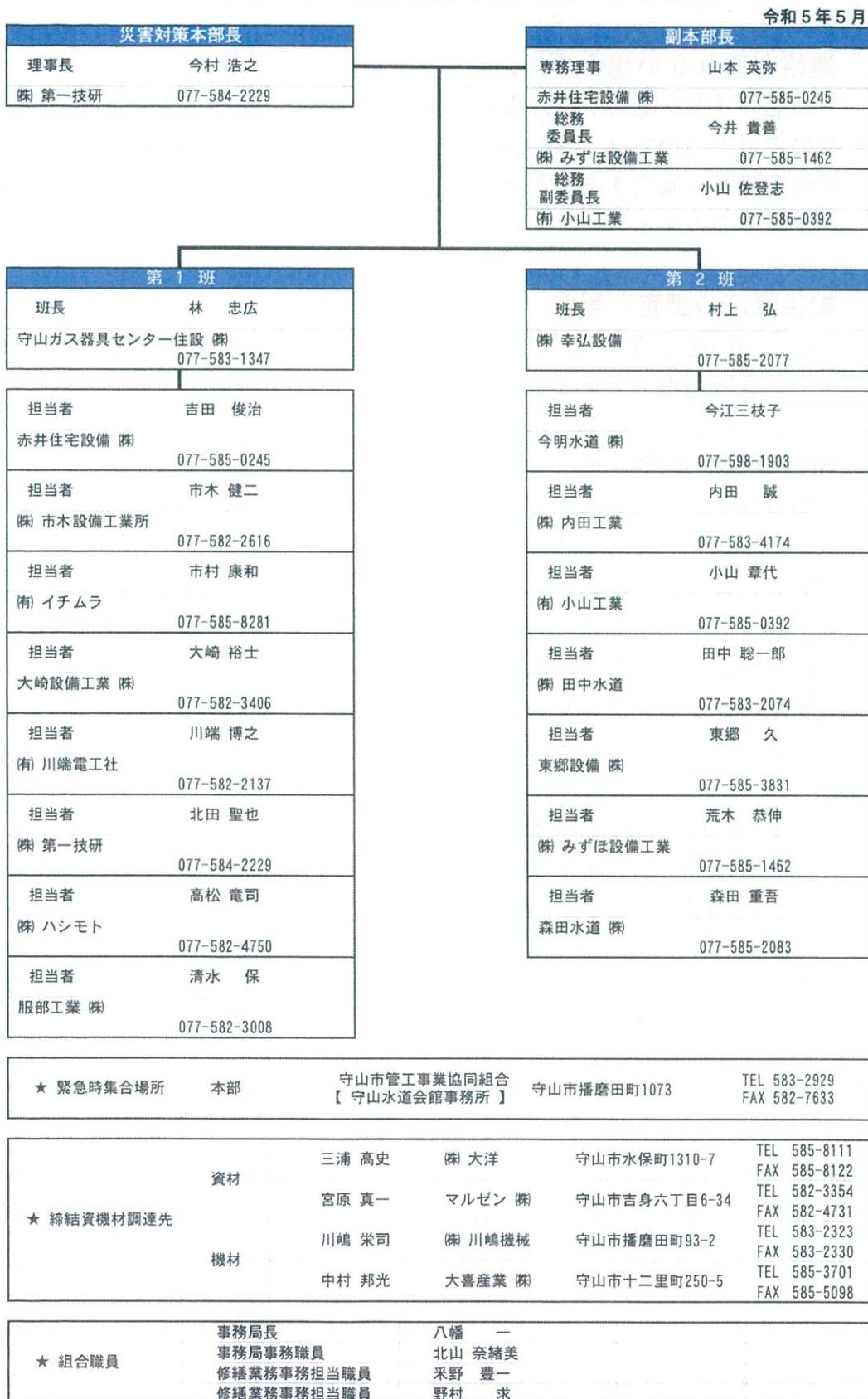
| 組合の重要業務継続のための対応 | 組合員の事業継続のための対応 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">■ 職員の安否確認■ 重要業務に係る代替要員の確保■ 什器・棚等の復旧■ 代替事務所の確保■ 情報発信・収集手段の確保■ 資金調達手段(公的資金 等)の確保■ 共同事業に係る代替方法の実施 <p>等</p> | <ul style="list-style-type: none">■ 組合員の被災状況の把握■ 組合内での代替の調整■ 他組合との連携の調整 <p>等</p> |

② 組合員に対する緊急連絡体制

守山市内での災害発生時における緊急連絡は、下記の『災害対策本部の体制図』によるものとする。

(次の災害対策本部体制図は、ホームページに掲載している。)

守山市管工事業協同組合 災害対策本部 体制図



③ LINEによる緊急連絡体制

前項の災害対策本部の体制図による電話連絡の他、組合役員、事務局職員および修繕業務事務担当職員については、グループLINE（守山緊急修繕G）を活用することとする。グループ全員に連絡、報告、相談、および指示することにより、全員が現況等の情報を共有するものとする。

④ 連絡が取れない場合の対応

電話等（固定電話や携帯電話およびLINE等のSNS）により緊急連絡が取れない場合については、全組合員は各自の会社や家族等の安全を確保した上で、組合事務所へ集合するものとし、災害対策本部長の指示するところにより行動するものとする。

⑤ 被災状況の調査と報告

前3項の連絡時等において、調査可能な範囲で被害状況を調査し、災害対策本部長に報告することとする。

⑥ 組合員等が被災したときの対応

組合員等が被災した場合（組合員の住居や事務所の倒壊、代表者および代表者の家族等が重篤な状況であるとき（以下「被災組合員」という。）は、その旨を災害対策本部長に連絡し、被災組合員自身の応急復旧対応等を最優先とする。ただし、連絡が着かない場合は、事後報告で可とする。

また、被災組合員が応援・支援等を必要とするときは、災害対策本部長に応援要請をするものとし、災害対策本部長は、被災組合員以外の組合員に適切な指示をするものとする。

⑦ 他の団体等との協力体制

災害時にいては、水道資材や建設機械等が必要となることから、「上水道施設災害応急復旧に関する資機材優先調達協定書」を平成9年2月付けで、マルゼン(株)、(株)大洋、(株)川嶋機械、および大喜産業(株)と協定書を締結している。

その他に、LPGガスや埋戻土砂等が必要と考えられ、LPGガス協会や守山商工会議所と協議し、協力体制を確立していくものとする。

⑧ 滋賀県管工事業協同組合連合会への緊急連絡体制

守山市内での災害発生時において、組合員だけでは対応できない場合の応援要請、または、県内自治体での災害発生時における組合員を支援派遣する場合、あるいは災害時の被害状況等の情報を共有するための連絡は、滋賀県管工事業協同組合連合会の次の『災害対策本部連絡網』を活用して対応するものとする。

防災協定、連絡先一覧

| 組合名 | 正/副 | 氏名 | 所属 | 連絡先(会社) | 備考 |
|----------------|------|------|----------------|--------------|----|
| 大津市水道瓦斯工事店協同組合 | 責任者 | 田中常雄 | 大津マルヰ株式会社 | 077-578-0244 | |
| | 副責任者 | 角田又広 | 株式会社角田設備 | 077-573-1450 | |
| | 副責任者 | 玉井義文 | 大津市水道瓦斯工事店協同組合 | 077-522-7015 | |
| 草津市管工事協同組合 | 責任者 | 武元港 | 株式会社山協 | 077-563-5413 | |
| | 副責任者 | 早瀬熟 | 株式会社早瀬水道 | 077-574-8831 | |
| 守山市管工事業協同組合 | 責任者 | 今村浩之 | 株式会社第一技研 | 077-584-2229 | |
| | 副責任者 | 森田重吾 | 森田水道株式会社 | 077-585-2083 | |
| 甲賀市管工事協同組合 | 責任者 | 谷口学 | 株式会社テクノミツボシ | 0748-62-1166 | |
| | 副責任者 | 住田芳治 | 株式会社福本設備 | 0748-62-2098 | |
| 湖南市管工事業協同組合 | 責任者 | 上西辰廣 | 協栄電気株式会社 | 0748-75-2106 | |
| | 副責任者 | 山中茂 | 有限会社エビスヤ商会 | 0748-75-0070 | |
| 長浜水道工事協同組合 | 責任者 | 川瀬努 | 川瀬産商株式会社 | 0749-62-0284 | |
| | 副責任者 | 伊藤雅雄 | 有限会社伊藤ポンプ工業所 | 0749-63-0374 | |
| 栗東市上下水道工事協同組合 | 責任者 | 山本充孝 | 山三設備株式会社 | 077-552-3176 | |
| | 副責任者 | 古川雅昭 | 雅建設工業株式会社 | 077-576-7001 | |
| 近江八幡管工事協同組合 | 責任者 | 梅村季男 | 株式会社ウメテツ建設 | 0748-36-8071 | |
| | 副責任者 | 田中良昭 | 浅原工業株式会社 | 0748-37-3456 | |
| 野洲市管工事業協同組合 | 責任者 | 丸林武 | 株式会社丸林設備 | 077-588-1759 | |
| | 副責任者 | 上野孝直 | 株式会社湖水設備 | 077-589-2247 | |

⑨ 守山市が毎年実施する地震災害総合総合訓練に参加

【守山市地震災害総合訓練に参加した時の写真】

(2023年8月27日(日) 北中学校グラウンド。LPGガス協会と協同での訓練。)



(2) 緊急時の組合全体の対応能力

① アンケートの実施

「組合員の重機等の保有状況の把握は出来ているか？」は下記のようにアンケートを実施した。(調査票とその結果)

最新の調査実施日：令和5年7月

事業継続計画（B C P）策定にかかる人員・資機材等の調査票

全組合員（17組合員） 合計

| No. | 名 称 | 区 分 詳 細（規格等） | 単位 | 数量 | | 備考 |
|-----|---------------------------|--------------------|-----|------|------|------|
| | | | | 令和3年 | 令和5年 | |
| 1 | 配管技術者（正社員） | 配管等の免許所有者 | 人 | 78 | 81 | 役員含む |
| 2 | 配管技術者（非正社員） | 配管等の免許所有者 | 人 | 2 | 3 | |
| 3 | 作業員（正社員） | | 人 | 18 | 19 | |
| 4 | 作業員（非正社員） | | 人 | 3 | 3 | |
| 5 | 事務員等（正社員） | | 人 | 37 | 36 | |
| 6 | 事務員等（非正社員） | | 人 | 3 | 3 | |
| 7 | 従業員 計（常勤の役員を含む） | | 人 | 141 | 145 | |
| 8 | 上記従業員の内、掘削機械運転可能者 | | 人 | 45 | 45 | |
| 9 | ダンプトラック | 軽ダンプ | 台 | 9 | 9 | |
| 10 | " | 2tダンプ | 台 | 14 | 12 | |
| 11 | " | 3tダンプ | 台 | 7 | 7 | |
| 12 | " | 4tダンプ以上 | 台 | 1 | 2 | |
| 13 | トラック | 軽トラック | 台 | 12 | 11 | |
| 14 | " | 1t～4t未満トラック | 台 | 6 | 5 | |
| 15 | " | 4t以上トラック | 台 | 1 | 1 | |
| 16 | バン・ワゴン車 | 資材器具搭載用の車 | 台 | 32 | 38 | |
| 17 | ユニッククレーン車 | クレーン付きトラック | 台 | 3 | 3 | |
| 18 | 掘削機械 | バックホウ 0.1未満 | 台 | 22 | 23 | |
| 19 | " | バックホウ 0.1 | 台 | 13 | 13 | |
| 20 | " | バックホウ 0.2 | 台 | 4 | 4 | |
| 21 | " | バックホウ 0.25以上 | 台 | 3 | 5 | |
| 22 | 積込機械 | ホイールローダー等 | 台 | 2 | 2 | |
| 23 | 破碎機械（ブレーカー） | エンジン付き（軽易な破碎機） | 台 | 3 | 3 | |
| 24 | " | エアータイプ（軽易な破碎機） | 台 | 2 | 2 | |
| 25 | 小型破碎機械 | 電動ピック・チッパー等 | 台 | 47 | 49 | |
| 26 | コンプレッサー | 破碎機械等に使用 | 台 | 3 | 3 | |
| 27 | 転圧機 | プレート等小型機種 | 台 | 18 | 18 | |
| 28 | " | ランマ等中型機種 | 台 | 14 | 14 | |
| 29 | " | 振動ローラー等大型機種 | 台 | 1 | 1 | |
| 30 | 発電機（小型） | ポータブルタイプ | 台 | 25 | 26 | |
| 31 | "（大型） | 10KVA以上 | 台 | 3 | 3 | |
| 32 | 水中ポンプ | 2インチ以下 | 台 | 31 | 34 | |
| 33 | " | 3インチ以上 | 台 | 0 | 1 | |
| 34 | 切断機械 | アスファルトカッター | 台 | 11 | 11 | |
| 35 | " | エンジンカッター（パイプ切断等） | 台 | 7 | 8 | |
| 36 | " | 電動カッター（パイプ切断等） | 台 | 18 | 19 | |
| 37 | 投光器 | 手持ち式 | 台 | 48 | 48 | |
| 38 | " | 三脚式（40周年記念品含む） | 台 | 26 | 20 | |
| 39 | 穿孔機（鉄管用） | 水道鉄管用 | 台 | 16 | 16 | |
| 40 | "（塩ビ管用） | 水道塩ビ管用 | 台 | 11 | 11 | |
| 41 | 測量機器 | レベル測定器等 | セット | 23 | 24 | |
| 42 | 給水タンク | 容量 500ℓ（40周年記念品含む） | 台 | 13 | 13 | |
| 43 | 給水タンク | 容量 200ℓ（40周年記念品含む） | 台 | 13 | 13 | |
| 44 | 配水管（本管）工事施工可否（施工可能な、1と記入） | | 社 | 12 | 12 | |
| 45 | パイプ断水器（圧着器） | 大 SS-50（φ50mmまで可能） | 台 | 12 | 12 | |
| 46 | " | 小 SS-30（φ30mmまで可能） | 台 | 15 | 16 | |
| 47 | ポータブル電源 | （45周年記念品含む（出力1KW）） | 台 | 17 | 19 | |
| 48 | ポータブルソーラーパネル | （45周年記念品含む） | 台 | 17 | 18 | |

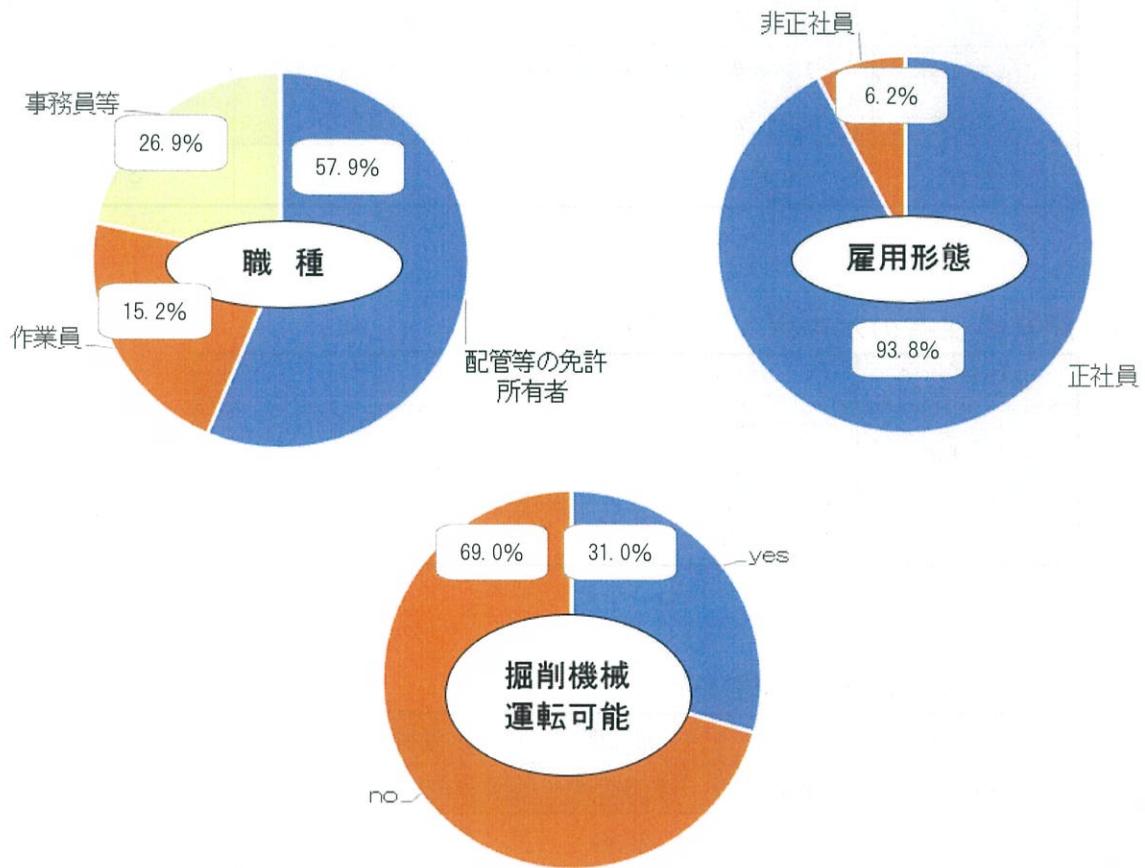
協定に基づく他市町（罹災市町）への応援可能の人員・機械設備等にも、この表を活用する。

② アンケートの集計結果

Q. 組合の構成員

| 配管等の免許所有者 | | 従業員 | | 事務員等 | | 合 計 |
|-----------|------|------|------|------|------|-------|
| 正社員 | 非正社員 | 正社員 | 非正社員 | 正社員 | 非正社員 | |
| 81 人 | 3 人 | 19 人 | 3 人 | 36 人 | 3 人 | 145 人 |

* 組合の構成員数には代表者含む



Q. 組合員保有の保有車両

| ダンプトラック | | | トラック | | バン・ワゴン | クレーン車 |
|---------|------|--------|------|---------|---------|------------|
| 軽 | 2 t | 3 t 以上 | 軽 | 1 ~ 4 t | 資材器具搭載用 | クレーン付きトラック |
| 9 台 | 12 台 | 9 台 | 11 台 | 6 台 | 38 台 | 3 台 |

Q. 組合員保有の掘削機械等

| 掘削機械 | | | | 積込機械 |
|-----------------|--------------|--------------|------------------|---------------|
| バックホウ 0.1 未満 | バックホウ 0.1 | バックホウ 0.2 | バックホウ 0.25 以上 | ホイールロー ダー等 |
| 23 台 | 13 台 | 4 台 | 5 台 | 2 台 |

Q. 組合員保有の破碎機械等

| 破碎機械（ブレーカー） | | 小型破碎機械 | コンプレッサー |
|--------------------|--------------------|-------------|--------------|
| エンジン付き (軽易な破碎機) | エアータイプ (軽易な破碎機) | 電動ピック・チッパー等 | 破碎機械等 に使用 |
| 3台 | 2台 | 49台 | 3台 |

Q. 組合員保有の転圧機・発電機

| 転圧機 | | | 発電機（小） | 発電機（大） |
|---------------|--------------|-----------------|--------------|---------|
| プレーと等 小型機種 | ランマ等 中型機種 | 振動ローラー 等大型機種 | ポータブル タイプ | 10KVA以上 |
| 18台 | 14台 | 1台 | 26台 | 3台 |

Q. 組合員保有の水中ポンプ・切断機

| 水中ポンプ | | 切断機械 | | |
|--------|----------------|----------------------|--------------------|--|
| 2インチ以下 | アスファルト カッター | エンジンカッター (パイプ切断等) | 電動カッター (パイプ切断等) | |
| 34台 | 11台 | 8台 | 19台 | |

Q. 組合員保有のその他機械等

| 投光器 | | 穿孔機 | 測量機器 | 給水タンク | |
|------|-----|------|---------|---------|---------|
| 手持ち式 | 三脚式 | 水道管用 | レベル測定器等 | 容量 500ℓ | 容量 200ℓ |
| 48台 | 20台 | 27台 | 24セット | 13台 | 13台 |

| パイプ断水器（圧着器） | | ポータブル電源 | ポータブルソーラーパネル |
|--------------|--------------|---------|--------------|
| 大（φ50mmまで可能） | 小（φ30mmまで可能） | 出力 1Kw | 折り畳み式 |
| 12台 | 16台 | 19台 | 18台 |

Q. 配水管（本管）工事の施工可能組合員数

| 配水管（本管）工事施工可能 |
|---------------|
| 組合員数 |
| 12組合員 |

(3) 緊急時の対応要領

緊急時（上水道施設修繕業務を含む）には、早急な対応が必要であり、そのための要領を下記のように定め、その規定により断水を早期に解消するものとする。

上水道施設修繕業務の対応要領を次のように定める。

平成 30（2018）年 6 月 12 日

守山市管工事業協同組合 理事長

上水道施設修繕業務の対応要領

（趣旨）

- 1 この要領は、給配水管や空気弁の老朽化等に起因する漏水および工事による破損等（以下「漏水等」という。）の修繕時には早急な対応が必要となるため、この要領を定める。漏水等の事態においては、断水時間の短縮や道路通行制限を早期に開放することが求められ、そのことが市民の安全と平穏な日常生活を確保することに繋がる。守山市管工事業協同組合（以下「組合」という。）が緊急な修繕等を早期に施工することこそ、組合の設立意義の最も重要な一つであるため、この要領を定め、修繕対応を万全な態勢に確立しておくものとする。

（組合員の対応精神）

- 2 全組合員は、定款に規定している組合の目的である「相互扶助の精神」を基本とすることを念頭に、修繕等に対応するものとする。

（通常修繕時の対応）

- 3 漏水等の修繕が必要となったときの組合員への出動要請等は、次により対応するものとする。なお、増員、修繕材料の確保、掘削機械・ダンプトラック・水中ポンプ・転圧機などの機械類の調達、舗装カッター、交通整理員の手配等（以下「人員資機材の手配等」という。）の状況については、組合と守山市上下水道事業所職員（以下「市職員」という。）とが連絡を密にして、修繕情報を共有することとする。

（1）通常の漏水等の対応は、次の各号によるものとする。

- ① 通常の1か所の漏水等は、当番組合員が主となり、人員資機材の手配等を行う。
- ② 前号において修繕等の内容が本管等で技術的に当番組合員のみでは困難と判断した時は、人員資機材の手配等は当番組合員が主となり、次週の予備班に応援要請する。
- ③ 前号の予備班でも対応できない場合は、その旨を修繕業務事務担当職員（以下「事務担当職員」という。）に連絡し、事務担当職員が組合役員（対応可能な組合員を含む。以下「役員等」という。）に応援要請する。

- (2) 前項で事務担当職員で手配できない場合は、次の各号によるものとする。
- ① 事務担当職員で手配できない場合は、事務局長に連絡し、事務局長が応援要請を行う。ただし、事務局長が所用で対応できない場合は、事務員または事務担当職員が対応する。事務局長、事務員および事務担当職員（以下「事務局長等」という。）は、24時間365日対応とする。
 - ② 前号の対応手法として事務局長等は、まず理事長および規正委員会正副委員長の携帯電話へ連絡した後、役員等へ携帯電話のLINE等（Email、SMS等含む。）で出動要請する。
 - ③ 前号でLINE等を受けた役員等は、出動可能な人員資機材をLINE等で返信する。この場合、少なくとも1名は出動可能となるよう会社内で調整する。ただし、社長および作業員全員が遠方に居る場合等で、やむを得ず1名も出動できない場合においてもその旨を返信する。
 - ④ 前号で返信を受けた事務局長等は、修繕に必要な数の人員資機材を市職員と調整の上、出動依頼役員等に要請する。出動要請を受けた者は、市職員および当番組合員の指示を受け、修繕等の業務を行う。
 - ⑤ 事務局長等は、前号の調整結果等の状況を、役員等にLINE等で連絡する。
- (3) 修繕に要する作業が長時間に亘り交代要員が必要となった場合は、前項第4号により調整して交代要員を依頼する。
- （複数漏水等の対応）
- 4 複数の場所で漏水等が発生した場合は、2班以上の体制が必要となるが、前項と同様の対応とする。
- （非常事態対応）
- 5 漏水等や濁水が大規模となった場合で市職員から出動要請があった時は、理事長は非常事態であることを宣言し、BCPと災害本部体制により、全組合員に出動要請する。

付 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成30（2018）年6月12日から施行する。

7 事業継続計画（BCP）の運用

(1) BCPの周知・定着

BCPの重要性や進捗状況等を組合内に周知するため、定期的に組合員に対して、以下の周知・定着活動を実施する。

| 周知・定着活動 | | |
|---------|--|------------------------|
| 誰が？ | 何をする？ | いつ？もしくはどのくらいの頻度で？ |
| 理事会 | 組合員や職員に対して、BCPの進捗状況や問題点を説明する。 (朝礼、総会、総代会 等) | 毎年1回以上 |
| 理事会 | 組合員と共同で策定したBCPの訓練を実施する。 | 毎年1回以上 (市の防災訓練時に実施) |
| | | |

(2) BCPの見直し

BCPの実効性を確保するため、以下の基準に基づきBCPの見直しを行う。

| BCPを見直す基準 |
|---|
| ■ 組合事務局の人員入れ替え時、組合員の入会・脱退、組合員が取り扱う商品・サービスの変更・追加等があった場合や、BCP訓練により策定したBCPの問題点が把握された場合は、BCPを見直す必要があるか検討を行い、その必要があれば即座に見直す。 |
| ■ 毎年1回以上、事前対策の進捗状況や問題点をチェックし、必要に応じてBCPを見直す。 |
| ■ 災害時の復旧作業において、組合員別の人員・資機材等の保有数を正確に把握しておくことが重要であるため、必要に応じ、その調査を実施してBCPを更新する。 |

8 【参考】金融支援の例

| 種類 | 制度名 | 受付主体 |
|----------|--|-----------------------|
| 融資・保証・共済 | ・ 防災対策支援貸付制度 ・ 災害復旧貸付 | 守山商工会議所 商工組合中央金庫 |
| | ・ 社会環境対応施設整備資金 | 日本政策金融公庫 |
| | ・ セーフティネット保証 | 信用保証協会 |
| | ・ 県単低利融資制度 | 県 |
| | ・ BCP策定等を支援するローン | 民間金融機関 |
| | ・ 中小企業倒産防止共済 ・ 小規模企業共済 ・ 災害復旧高度化事業 | 守山商工会議所 中小企業基盤整備機構 |
| | ・ 地震BCP補償保険 ・ 利益保険 ・ 店舗休業保険 | 守山商工会議所 民間保険会社 |

9 【参考】組合員の教育に関する受講料等の助成金交付要綱

【2・(3)の技術等の向上対策の関係資料】

組合員の教育に関する受講料等の助成金交付要綱を次のように定める。

令和3（2021）年6月1日

守山市管工事業協同組合 理事長

組合員の教育に関する受講料等の助成金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、守山市管工事業協同組合の組合員（以下「組合員」という。）の経営および技術の改善向上または組合事業に関する知識の普及を図るための教育および情報を提供するため、職務遂行上必要な講習会終了証、資格または免許を取得することを促進し、当組合の発展に寄与することを目的として、組合予算の範囲内で講習会および研修会並びに検定会等（以下「講習会等」という。）を受講するに際し、その受講料等の一部を助成するために必要な事項を定めるものとする。

（助成対象者）

第2条 助成対象者は、講習会等に受講する組合員とし、その役員および従業員を含む（以下「対象者」という。）ものとする。ただし、非常勤やパートの従業員は除くものとし、対象者は当該組合員の社会保険に加入している者とする。

2 対象者は、資格取得に係る同一講習会等に対しては2回までとし、3回以上は除くものとする。

（助成対象講習会等）

第3条 対象者が組合員の職務として受講するものであって、基本的に受講料を組合員が負担する講習会等であり、助成金の残額を対象者個人が負担するものは助成対象から除外する。

2 助成対象となるものは、次の講習会等の受講にかかる受講料等で、開催者に支払う費用を対象とし、旅費交通費等は除外する。

(1) 滋賀県管工事業協同組合連合会を通じて当組合に案内が届いたもので、当組合から組合員へ案内し、当組合が取りまとめて申し込みをする次の講習会等とする。

- ① 給水装置工事主任技術者試験事前講習会
- ② 給水装置工事配管技能検定会
- ③ 給水装置工事施工技能者講習会
- ④ 下水道排水設備工事主任技術者資格認定共通試験事前講習会
- ⑤ 足場の組立て等作業主任者技能講習
- ⑥ 足場の組立て等特別教育

- ⑦ フルハーネス型安全帯使用作業特別教育
 - ⑧ 地山の掘削および土止め支保工作業主任者技能講習
 - ⑨ 小型車両系建設機械（3t未満）特別教育
 - ⑩ 高所作業車特別教育
 - ⑪ 職業能力開発推進者講習等で滋賀職業能力開発サービスセンターが実施する講習会等
 - ⑫ その他滋賀県管工事業協同組合連合会から案内のあった水道施設工事および管工事に関する講習会等
- (2) 法令等の規定による給水装置工事主任技術者が5年更新に必要とする講習会（公益財団法人給水工事技術振興財団等が実施）、監理技術者資格者が5年更新に必要な講習会等（一般財団法人全国建設研修センター等が実施）、および水道施設管理技士が4年更新に必要とする講習会（公益社団法人日本水道協会が実施）の受講料。（当該講習会等は、第2条第2項の規定は適用しないものとする。）
- (3) 前2項に定める講習会等の他、当組合運営に直接的に関係するものであり、理事長が認めた講習会等の受講料。

- 3 助成対象としないものは、次の講習会等とする。
- (1) 運転免許証取得（大型、大型特殊、牽引など）のための講習会等
 - (2) 車両系建設機械（大型のバックホー等）技能講習、特別教育の講習会等
 - (3) 危険物取扱や電気工事などの資格取得の講習会等
 - (4) 簿記試験等事務系にかかる講習会等
 - (5) その他当組合業務である水道施設工事や管工事と直接的に関係しない講習会等

（助成金交付額）

第4条 助成対象となる者の助成金の交付額は、一講習会等に参加するための受講料等の2分の1の金額とする。

- 2 前項の助成金交付の上限は、一対象者当たりの金額を2万円とし、一会計年度内の一組合員当たりの交付金額の累計は、5万円を限度とする。

（助成金の請求および交付）

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、守山市管工事業協同組合講習会等助成金交付請求書（別記様式第1号。以下「交付請求書」という。）を理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は、交付請求書を受理したときは、この要綱の規定による交付の可否を速やかに判断し、可の場合は組合会計処理方法により組合員へ交付するものとし、否と判断した場合は提出した組合員へその旨を報告する。

（委任）

第6条 この要綱に定めがない事項または疑義が生じた場合は、理事長が判断するものとする。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3（2021）年6月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年　月　日

守山市管工事業協同組合理事長 様

組合員名

代表者名

(印)

守山市管工事業協同組合講習会等助成金交付請求書

受講料等の助成金について、組合員の教育に関する受講料等の助成金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

| 請求金額 | 円 | | |
|---------------|--|-------|------|
| 講習会等名 | | | |
| 請求金額の 算出根拠 | 対象者名 | 生年月日 | 受講料等 |
| | | 年　月　日 | 円 |
| | | 年　月　日 | 円 |
| | | 年　月　日 | 円 |
| | 合　計 | | 円 |
| 添付書類 | 第3条第2項第1号に該当する講習会等の添付書類は不要とし、同第2号および第3号に該当する講習会等の添付書類は、受講料等の支払い金額が表示されている領収書等の写しを添付すること。 | | |

※ 対象者が3人を超える場合は、別紙に必要事項を記入し添付して下さい。

10 【参考】上水道施設災害応急復旧作業に関する協定書（写）

変更協定書

守山市

守山市管工事業協同組合

上水道施設災害応急復旧作業に関する協定書の変更協定書

平成9年2月18日付けて、守山市長 甲斐道清と守山市上下水道公認業者協同組合 理事長 今村房三が締結した「上水道施設災害応急復旧作業に関する協定書」について、守山市（以下「甲」という。）と守山市管工事業協同組合（以下「乙」という。）の間で上水道施設の災害応急復旧作業について、次のとおり変更し協定書を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、守山市地域防災計画に基づき、地震災害、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における飲料水確保および応急給水のための応急復旧作業に關し、甲から乙に協力を求めるときの手続き等について定めるものとする。

2 甲が締結する相互応援協定等に基づき他の被災自治体等に応援要員等を派遣する場合は、この協定を準用する。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し緊急に上水道施設を復旧する必要がある場合に、乙に対し、上水道施設の復旧に關し、作業資機材および労力等の提供（以下「業務」という。）の協力を要請することができる。

2 乙は、この協力要請に基づく連絡担当者を、毎年4月末までに甲に報告する。

3 甲は、協力要請の円滑化を図るため、担当部署および担当者を乙に報告し、災害が発生した時は、緊密な情報交換を行う。

（業務の指示）

第3条 甲は、災害の実情に応じて、乙に対し、次に掲げる事項を明示して、乙の協力を文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等により要請し、事後、文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況および復旧場所
- (2) 協力を必要とする車両または作業用資機材の種類、数量および人員
- (3) 協力を必要とする期間および業務内容

(4) その他参考となる事項

2 応急活動に係る現場指揮および連絡調整は、甲が行う。

(業務の実施)

第4条 乙は、甲から協力の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して業務を実施するものとする。

2 乙は、甲から協力の要請を受けたときは、速やかに、乙に属する組合員（以下「組合員」という。）に対し、具体的業務内容を示し、業務を指示するものとする。

3 組合員は、乙の指示に従うものとし、業務が完了したときは、直ちに乙に報告するものとする。

(経費の負担および支払)

第5条 甲の要請により、乙が業務を実施するために要した費用は、災害発生の直前の適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ甲が負担する。

2 乙は、組合員が従事した業務に対する前項の負担額を集約し、一括して甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の支払請求があったときは、その日から40日以内に乙に支払うものとする。

(補償)

第6条 第4条の規定により業務に従事した者が、業務に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、または身体障害を有することとなった場合は、甲は、「守山市消防団員等公務災害補償条例」（昭和41年条例第36号）に基づき、これを補償するものとする。

2 乙が業務の実施のために使用した車両または作業資機材に損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定めるものとする。

(報告)

第7条 この協定の万全を実行を期するため、甲は、乙に対して、その組合員名簿および保有する車両または作業用資機材の種類および数量等について報告を求めることができるものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては守山市上下水道事業所長、乙においては理事長とする。

(協定期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲及び乙が協定解除を申し出ない場合は、期間満了の翌日から起算して1年間この協定を延長するものとし、以後同様とする。

(雍則)

第10条 協定の解釈に疑義を生じたとき、またこの協定に定めない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年7月3日

甲 守山市長

宮本和宏



乙 守山市管工事業協同組合

理事長

大崎裕士



11 更新履歴（計画の見直し、変更した主なもの。）

(1) 第1回更新（平成28年12月）の更新内容

① アンケート調査を実施

組合員の技術者や重機等の保有状況の把握について、実態を把握するために再度アンケートを実施した。そのため、計画書を次により修正した。

ア 6・(2)・①の調査票の様式、および調査結果を掲載した。

イ 同上②の調査結果の数値を修正した。

ウ 同上②の円グラフについて、数値の割合（%）を記載した。

② 7・(2)のBCPを見直し項目に、「災害時の復旧作業において、・・・更新する。」を追記した。

(2) 第2回更新（平成29年12月）

① 6・(2)の基本方針中に、組合員が被災した時を追記。

② 3・(1)に啓発事業（水道週間の啓発活動）を追記。

③ 3・(2)・⑤の被害想定中、ウに落雷による被害、エに給配水管の老朽化に伴う漏水修繕対策、オに地震災害時の弁操作対策を追記、防災訓練参加時の写真を掲載した。そのため、以下の項目を繰り下げた。

④ 4・(1)・⑤の共同事業の事前対策に、停電時の対応、災害時の防災グッズの調達、プロパンガスの確保・ごみ処理対策を追記した。

⑤ 10の更新履歴を追記した。

(3) 第3回更新（平成30年12月）

① アンケート調査を再実施

組合員の技術者や重機等の保有状況の把握について、実態を把握するために平成30年9月現在の数値の再度アンケートを実施した。そのため、計画書を次により修正した。

ア 6・(2)・①の調査票の再調査結果を掲載した。

イ 同上②の調査結果の数値を修正した。

② 6・(3)の緊急時の対応要領を追記した。

(4) 第4回更新（令和元年12月）

① 3の被害想定を見直し、整理した。また、水害の野洲川の現状と、台風の被害状況等を追記した。

② 5の組合員の事業継続に係る事前対策の(2)に、対策本部（組合事務所）が被災した場合の対応を追記した。

③ 6の緊急時の体制・(1)の緊急時の指揮者等で、②の当組合の「災害対策本部体制図」を更新した（3の被害想定から移動）。

- ④ 6・(1)に次の事項を追記した。
- ア ③の連絡が取れない場合の対応
 - イ ④の被災状況の調査と報告
 - ウ ⑤の組合員等が被災したときの対応
 - エ ⑥の滋賀県管工事業協同組合連合会への緊急連絡体制
 - オ ⑦の他の団体等との協力体制
 - カ ⑦の末尾に防災訓練の写真を更新した（3の被害想定から移動）。
- ⑤ 6・(2)の緊急時の組合全体の対応能力について、人員資機材のアンケート調査を令和元年9月に再度実施した。そのため、計画書を次により修正した。
- ア 6・(2)・①の調査票の再調査結果の数値を最新のものにした。
 - イ 同上②のアンケートの集計結果の数値を更新した。

(5) 第5回更新（令和3年12月）

- ① 2・(3)に、技術等の向上対策を追記した。それに伴い9【参考】に「組合員の教育に関する受講料等の助成金交付要綱」を掲載した。
- ② 3・(2)・⑦に、新型コロナウイルス等の感染症拡大を追記した。
- ③ 同上⑧の緊急事態等の区分を見直した。
- ④ 同上⑨の守山市防災マップの内、地震想定震度およびハザードマップを掲載した。
- ⑤ 4・(1)・②の経営資源（物）への事前対策の中に、感染症対策の項目を追記した。
- ⑥ 6・(1)・②の当組合の「災害対策本部体制図」、および⑥の滋賀県管工事業協同組合連合会の連絡先を更新した。
- ⑦ 6・(2)の緊急時の組合全体の対応能力について、人員資機材のアンケート調査を令和3年9月に再度実施し、その数値を最新のものに更新した。

(6) 第6回更新（令和5年12月）

- ① 3・(2)・⑦の新型コロナウイルス等の感染症拡大の対策を追記した。
- ② 同上⑧に、地球温暖化に伴う熱中症の対策を追記した。
- ③ 同上⑨の緊急事態等の区分を見直した。
- ④ 4・(1)・①の経営資源（人）への事前対策に感染症対策の項目を追記した。
- ⑤ 同上、②の経営資源（物）への事前対策に熱中症対策の項目を追記した。
- ⑥ 同上④に、組合は緊急時に活用できる資金を確保できているかを追記した。
- ⑦ 6・(1)・②の組合員に対する緊急連絡体制を最新のものに更新した。
- ⑧ 同上③に、L I N Eによる緊急連絡体制を追記した。
- ⑨ 6・(2)の緊急時の組合全体の対応能力について、組合員に再度のアンケート調査を令和5年7月に再度実施し、その数値を最新のものに更新した。

